

八代海沿岸海岸保全基本計画



平成27年12月

鹿 児 島 県
熊 本 県

はじめに

地球規模での環境問題や住民の環境意識の高まり、また、海洋性レクリエーション需要の増大など海岸を取り巻く社会情勢は大きく変化してきた。

このような変化を背景とし、総合的な視点に立った海岸の管理を行うため、これまで「災害からの海岸の防護」を主な目的としていた海岸法が、新たに「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」を目的に加え、平成11年5月に改正された。この海岸法の改正により、国において「海岸保全基本方針」の策定が行われ、これに基づいて各沿岸毎に「海岸保全基本計画」を策定することとなった。

この海岸保全基本計画は、地域の持つ自然的、社会的特性を踏まえ、地域の意見も反映しつつ、海岸法でいう「防護」「環境」「利用」の調和のとれた海岸づくりを目指して、「海岸の保全に関する基本的な事項」や「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」等を定めるものである。

この「八代海沿岸海岸保全基本計画」は、八代海沿岸が鹿児島県、熊本県に跨ることから2県合同で策定したものである。

目 次

第一章 海岸の保全に関する基本的な事項	1
1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	1
(1) 沿岸の自然的特性及び社会的特性	1
(2) 沿岸の長期的なあり方	10
2. 海岸の防護に関する事項	13
(1) 防護の目標	13
(2) 防護に関する施策	13
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	16
(1) 海岸環境の整備及び保全のための施策	16
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	18
(1) 公衆の適正な利用を促進するための施策	18
第二章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	20
1. 海岸保全施設を整備しようとする区域	20
2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	20
(1) 海岸保全施設の種類	20
(2) 海岸保全施設の規模	20
(3) 海岸保全施設の配置	20
3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	20
4. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	20
第三章 海岸保全に関するその他の重要事項	22
1. 関連計画との整合性の確保	22
2. 関係行政機関との連携調整	22
3. 地域住民の参画と情報公開	22
4. 計画の見直し	22

第一章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

(1) 沿岸の自然的特性及び社会的特性

1) 沿岸の概況

八代海は九州本土と天草諸島に囲まれた閉鎖性の強い海域であり、八代海沿岸は長島の大崎から天草下島の小松崎まで、総延長約748km(鹿児島県約196km、熊本県約552km)にわたり、リアス式沈降海岸や多島海、干拓堤防などで形成されている。海岸延長のうち、約53%の約394km(鹿児島県約73km、熊本県約321km)が防災上の対策が特に必要な海岸として、海岸保全区域に指定している。

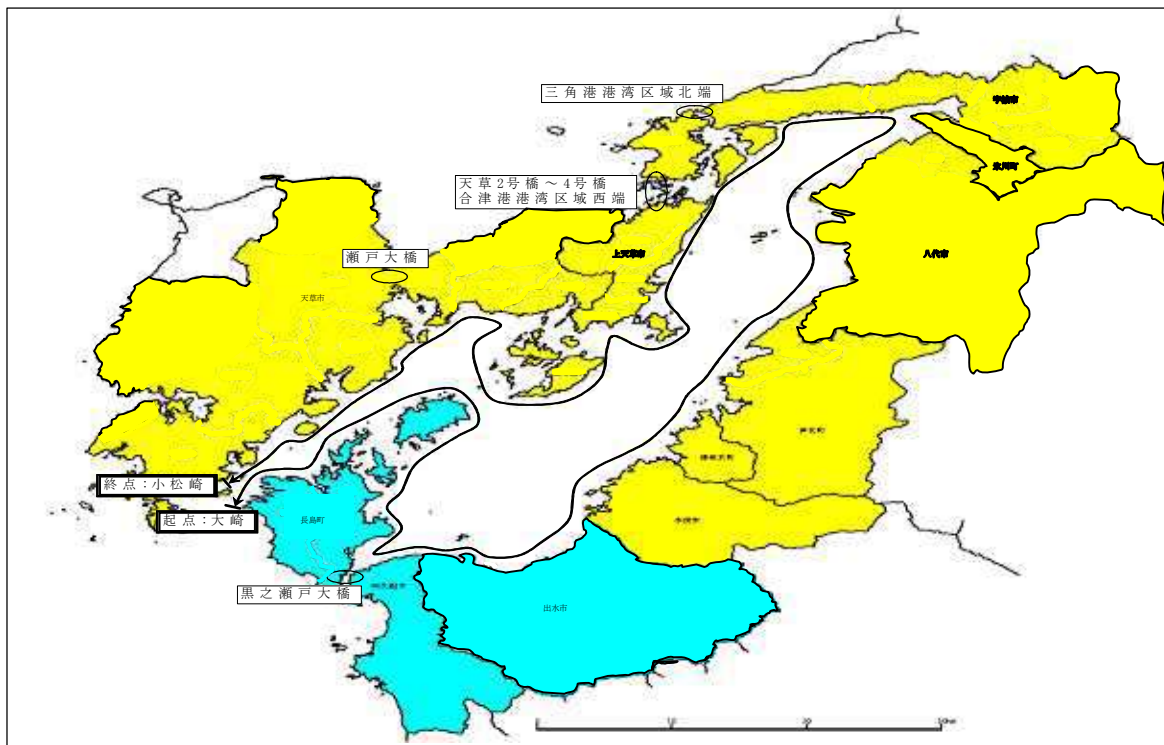
海岸線を有する市町は、鹿児島県3市町、熊本県8市町であり、その人口は鹿児島県約9万人、熊本県約36万人である。(平成27年4月現在)

沿岸域は、干拓地を除いた多くの区域が雲仙天草国立公園をはじめとする自然公園に指定されており、多島海や断崖など優れた景観を有している。

また、湾奥部に発達する広大な干潟にはムツゴロウやハクセンシオマネキなどの海洋生物が生息し、また、国の天然記念物に指定されている鶴の飛来地や八代海南部には藻場が分布しているなど、豊かな自然に恵まれている。

同時に、海上輸送や沿岸漁業を通して地域の生活や経済に深いつながりを持ち、海水浴といった海洋性レクリエーションなどによる海とのふれあいの場でもある。

また一方では、台風の常襲地帯であることから過去において幾度となく被害を受け、高潮対策として堤防・護岸の整備や改良がなされてきたが、湾奥部では平成11年9月の台風18号で多大な被害を受けている。



八代海沿岸区分と海岸線を有する関係市町

2) 自然的特性

○気象・海象

気候は温暖多雨であり、降水は梅雨時期と台風時期に多く、年間降水量は約2,280mm(阿久根：平成26年)である。また、風況は、夏季に南西方向、冬期に北から西方向の頻度が高くなっている。

海象として、閉鎖性水域であるため、通常波浪は穏やかであるが、台風時には吹き寄せ効果などにより海面上昇が大きくなる場合がある。また、湾奥部で潮位差は約4mと日本有数で、潮流は八代海を南北方向の流れが卓越するが、その恒流は複雑である。

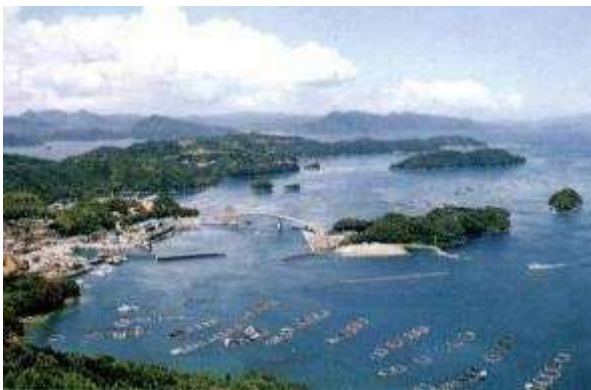
○海岸地形・景観

天草・長島・獅子島の群島及び芦北・天草地域の海岸線などは、リアス式海岸や多島海で形成され、雲仙天草国立公園や芦北海岸県立自然公園、三角大矢野海辺県立自然公園に指定されており、内海に島々が点在する多島海景観と豪快な断崖が連なる箇所があるなど優れた景勝地である。

また、八代平野及び出水平野は干拓堤防・護岸により直線的な海岸線となっており、八代平野の海岸線には広大な干潟が広がっている。

海底地形は、湾奥部や出水干拓付近などにおいて水深20m以浅の遠浅な地形であり、長島海峡から内湾に続く海域では水深50m以深の急峻な地形である。

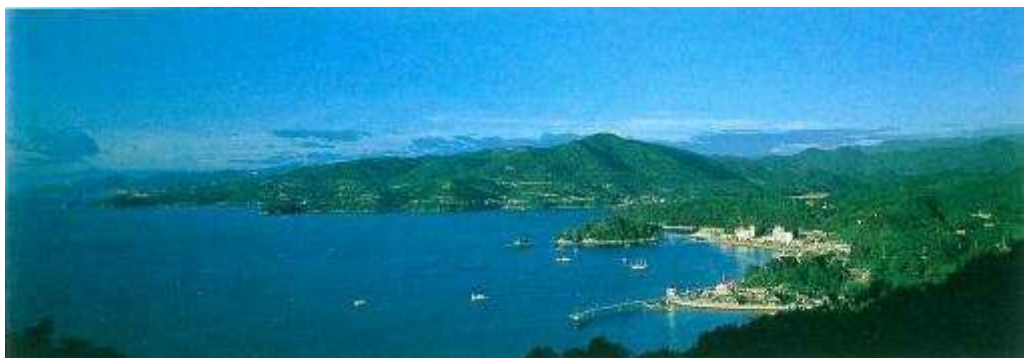
湾奥部では、夏の夜半に微風が吹いた際、水平線の海上に光が点滅する「不知火」の現象が見られ、この「不知火」については、古来から様々な文献に登場するほか、現在でも多くの研究書が執筆されており、詩歌の題材としても有名で文化的価値も高い。



多島海景観(長島町)



出水干拓付近の海岸線(出水市)



芦北海岸県立自然公園



不知火(宇城市)

○流入河川

日本三大急流の1つと言われる一級河川の球磨川(流域面積1,880km²、延長552km、支流川数81)をはじめ、二級河川の氷川、佐敷川、水俣川、米ノ津川、高尾野川などの16河川が八代海に流入している。

○動植物

[動物]

国際希少野生動物及び国の天然記念物に指定されている鶴を始めとした鳥類などが出水平野において確認されている。

また、湾奥部の干潟や球磨川河口などにおいては、「レッドリストくまもと2004」で絶滅危惧Ⅱ類のムツゴロウ、ハクセンシオマネキなどの海洋生物の生息域であると同時に、渡り鳥の餌場であり、絶滅危惧ⅠB類に分類されているクロツラヘラサギや、ヘラシギなどのシギ・チドリ類、絶命危惧Ⅱ類のツクシガモを始めとした鳥類が飛来する。また、貝類などの底生生物についても数多く確認されている。さらには、長島海峡付近では珊瑚が確認されている。



鶴の北帰行



ハクセンシオマネキ



ムツゴロウ



野鳥群れ(球磨川河口)



テーブル珊瑚

[植 物]

岩礁地帯である島嶼部と出水市北部などのガラモ場ではヒジキやホンダワラ等の海藻が繁茂しており、また、砂質底である八代市周辺にはアマモ場がある。長島町葛輪を始めとした島嶼部で見られるヒトエグサ群落は、薄緑色の帯状に生育し、景観的にも優れている。

海浜植物としては水俣市のハマナツメ自生地、御所浦町のハマサジ群落が確認されている。



ハマナツメ



アマモ



水際線に生育する緑藻

3) 社会的特性

○背後地域の概況

八代海沿岸に面する市町は11市町(7市4町)であり、その人口は約45万人である。(平成27年4月現在)

広大な農地に支えられる農業、静穏域を活用した養殖を始めとした漁業、芦北・水俣や天草地域などにおける観光業、八代水俣周辺の工業と様々な産業が見られる地域である。

海岸線背後の土地利用は、森林と干拓により造成された農地が大半であるが、港の背後には市街地、集落が見られる。

主な交通体系は、九州本土側のJR鹿児島本線、三角線、肥薩おれんじ鉄道と国道3号、長島の国道389号、宇土半島から天草における国道266号、324号、また、海上交通としてフェリー・旅客船等があり、地域において重要な交通機関となっている。また、九州新幹線や現在整備中である南九州西回り自動車道が部分開通している。

○海岸と人との関わり

[歴史・文化]

縄文時代の貝塚や海岸付近に見られる指定文化財の古墳などは古くから海岸線に生活圏があったことを示している。また、江戸時代から本格化した八代干拓や出水干拓は年代とともに海岸線を前進させ、地域生活に潤いを与えてきた。

国の重要文化財に指定された郡築樋門をはじめ、干拓に関連する遺跡も近年文化財として認識されるようになり、調査保護が進められている。

長島の蔵之元には、昔、外国船をつないだとされる「唐人石」と呼ばれる大石がある。南北朝時代以降に天草地方では中国や琉球・朝鮮と通商を行っており、蔵之元も貿易中継地の一つであったと考えられている。

明治初期に近代的な港として建設された三角西港も歴史的に価値が高く、国の重要文化財として保護・整備活用が図られている。

万葉集に歌が収められている野坂の浦は景勝地として知られ、付近にあるうたせ船の発着場からの行き帰りの船上から万葉歌碑を見ることができる。



野坂の浦の万葉歌碑(芦北町)



唐人石(長島町)



石積ふ頭(宇城市)



旧郡築新地甲号樋門(八代市)

[観光・レジャー活動]

ポケットビーチを利用した海水浴、干潟での潮干狩り、大矢野周辺に多く位置するマリーナ・釣り場、うたせ船やケタ打瀬船などの観光漁業、長島や松島での海中観察、湯の児のフィッシングパークなど、様々な海洋性レクリエーションが行われている。また、花火大会や祭りなど海岸を利用したイベントや臨海学校などの学習の場としての利用も行われている。



湯の児海岸 (水俣市)



海水浴場のにぎわい (長島町)



サーフィン (芦北町)



ビーチバレー (芦北町)



海中観察 (長島海中公園)



棚底諏訪宮秋の大祭 (倉岳町)

[産業活動]

八代海沿岸には66漁港（熊本県54港、鹿児島県12港）が位置しており、八代海北部ではアサリなどの採貝、クルマエビ、カニ類などを対象とする流し網や手繰り網が主であり、南部ではタチウオ、マダイ、イワシ、チリメン

などを対象とする一本釣りもしくは定置網、阿智網、巻き網、機船船曳網などが行われている。また、湾奥部や出水地先や長島周辺におけるノリ、長島周辺、天草諸島周辺におけるブリ・マダイ・トラフグ・クルマエビ・真珠などの海面養殖業も盛んに行われている。

沿岸に位置する港湾は、重要港湾である八代港と三角港を含めた21港湾（熊本県11港、鹿児島県10港）があり、地域の発展に貢献するとともに、地域の生活を支えている。



養殖ブリの水揚げ



養殖アオサの収穫

[海岸環境保全などへの取り組み]

海岸愛護月間(7月)を設けて重点的に海岸愛護意識の高揚、啓発及び美化運動を進めており、清掃活動などを実施している。

また、八代海沿岸に現存する干潟を含む浅海には、多種多様な底生生物が生息しており、球磨川河口において、干潮時にはシギ・チドリ類などの渡り鳥が餌場と休息を求めて飛来するため、干潟観察会や野鳥観察会など自然生態系と直接触れ合うことができる環境学習の場として利活用されている。



海岸愛護の看板(長島町)



ボランティアによる清掃活動



野鳥観察会(球磨川河口)

4) 海岸災害と海岸保全の現況

○海岸災害の特徴

八代海は閉鎖性水域であり、外洋からの進入波の影響を受けにくいいため、通常は静穏域である。しかし、台風の常襲地帯であり、湾口が南向きであることと遠浅な海底地形であることから、吹き寄せ効果による海面上昇が大きくなり、高潮の被害を受けやすい地域である。

平成9年の台風19号や平成11年の台風18号により越波や溢水の被害を受けている。特に平成11年9月の台風18号では、八代海の西側を台風が北上したことに加え、満潮（大潮）に向かい潮位が上昇している時間帯であったこともあり、宇城市不知火町松合地区で多くの犠牲者を出す結果となった。

海岸侵食は、局部的な侵食が見られるが、大規模もしくは広域に渡る被害は見られない。

熊本地方気象台が昭和6年に三角検潮所を設置し観測を開始したが、これまでに津波は観測されていない。また、津波についての記録も、熊本県において、文献に記録されているものも眉山の崩壊による津波以外に3件しかなく、また、鹿児島県でも奈良時代に記録があるものの、それ以降は被害の確認はされていないなど、高潮や高波の記録と比較すると極めて少ない状況である。

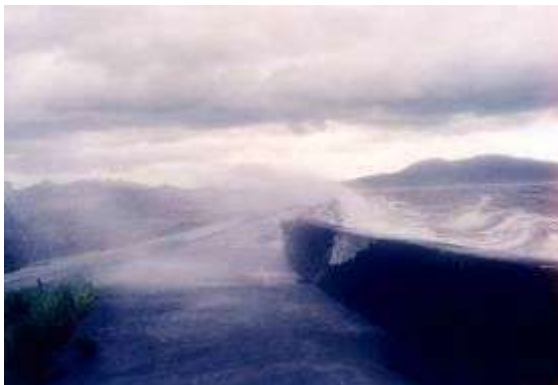
球磨川などの河川の河口部などでは土砂堆積に伴い干潟が発達しており、樋門の排水不良による背後地の湛水被害が懸念されている。



浸水による被害(宇城市不知火町)



越波による被害(上天草市龍ヶ岳町)



越波による被害 1 (出水市)



越波による被害 2 (出水市)

○海岸整備の経緯

八代海沿岸においては、高潮対策事業、侵食対策事業及び海岸環境整備事業などを実施してきた。海岸保全施設の整備は、直立護岸や消波工などの線的防護方式が大部分であるが、親水性を考慮した面的防護方式により緩傾斜護岸や離岸堤などを整備した海岸もある。

一部の海岸保全施設では、老朽化や沈下、及び土砂堆積などによる樋門の閉塞などが生じている。



親水性護岸(天草市)



御立岬海岸(芦北町)



緩傾斜護岸と松林(出水海岸)



長島町海岸松ヶ平地区



突堤、養浜(中形浦海岸)



堤防(消波工)(金剛海岸)

(2) 沿岸の長期的なあり方

1) 長期的な課題

○海岸の防護に関する課題

常時は比較的静穏域である八代海沿岸においても、八代海は台風の常襲進路に位置し、平成11年9月の台風18号により八代海湾奥部において大きな高潮被害が発生しており、今後も高潮や高波による越波や浸水の被害が懸念され、海岸保全施設の天端嵩上げなどの防護機能の向上・維持を図る必要がある。

また、施設整備による防災対策には限界があるため、避難に向けた迅速かつ正確な防災情報の収集・伝達など、総合的な防災・減災対策の必要性が生じている。

○海岸環境の整備及び保全に関する課題

雲仙天草国立公園、三角大矢野海辺県立自然公園、芦北海岸県立自然公園の指定区域に代表されるリアス式海岸や多島海などの良好な景観が多数見られ、歴史的文化財も沿岸域において指定されていること、また、湾奥部の広大な干潟、各地の藻場、貴重な動物・植物が存在し、このような自然や歴史的文化財に配慮する必要がある。

また、閉鎖性水域である八代海において水質などの海域の環境悪化により主要な産業である漁業への影響が懸念され、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づく県計画とも整合を図る必要がある。

加えて、海岸へのゴミの不法投棄などに対する対応が必要である。

○海岸における公衆の適正な利用に関する課題

養殖業を始めとした水産業が盛んである一方、芦北・水俣地域、天草地域を始めとして海水浴、釣り、ダイビング、水上スキーなどのレジャー・スポーツが盛んであるなど多様なニーズが求められる沿岸域は、港湾・漁港施設、レクリエーション施設が存在し、海岸利用への配慮と適正化を充実させる必要がある。

また、水際へのアクセスが十分でない海岸が存在する中で、高齢者や次世代を担う子供を含めた地域住民及び海岸利用者に対して、身近な海岸とふれあう機会を提供することも今後の課題である。

また、快適な海岸利用の促進を図るための情報提供など、ハード・ソフト両面からの対応が必要である。

2) 保全に対する基本方針

海岸は海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これらのことから、国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承するため、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的な海岸保全を推進する。また、海岸は地域の個性と文化を育んできていること等なら、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。

○海岸の防護に関する基本方針

高潮や波浪などによる災害から背後地の人命や財産を防護するため、海岸保全施設や自然の防護機能を含めた、防護機能の維持・向上を行う。また、海岸における減災に向けたソフト防災対策を進める。

○海岸環境の整備及び保全に関する基本方針

良好な自然環境と共生するために、多様な生物の生息・生育域である干潟・藻場など、そして自然公園に代表される海岸景観など、自然環境の保全に十分に配慮する。

○海岸における公衆の適正な利用に関する基本方針

漁業活動をはじめとする海岸利用における多様なニーズに対し、多くの利用者が快適かつ便利、もしくは有効に利用できる海岸づくりに努める。また、親しまれる身近な空間として、地域と連携した海岸管理に努める。

3) ゾーニング

八代海沿岸海岸保全基本計画の策定にあたり地域特性を反映するため、下記のとおりゾーニングを行う。

- ・鹿児島県長島町大崎地先から熊本県水俣市袋地先の「鹿児島沿岸」
- ・熊本県水俣市袋地先から熊本県天草市久玉町小松崎地先の「熊本沿岸」

○「鹿児島沿岸」

沿岸域は、雲仙天草国立公園に見られる多島海や断崖など、優れた景観を有している。国の天然記念物に指定されている鶴の飛来地があり、藻場が広域に分布するなど、豊かな自然に恵まれている。

同時に、海上輸送や沿岸漁業を通して地域の生活や経済に深いつながりを持ち、海水浴などの海洋性レクリエーションによる海とのふれあいの場でもある。

その一方で、台風の常襲地帯であることから過去において幾度となく被害を受け、高潮対策として堤防・護岸の整備や改良がなされてきている。

○「熊本沿岸」

沿岸域は、干拓地を除いたほとんどの区域が雲仙天草国立公園をはじめとする自然公園に指定されており、多島海や断崖など優れた景観を有している。

また、湾奥部に発達する広大な干潟にはムツゴロウやハクセンシオマネキなどの海洋生物が生息し、また、八代海南部には藻場が分布しているなど豊かな自然に恵まれている。

同時に、海上輸送や沿岸漁業を通して地域の生活や経済に深いつながりを持ち、海水浴といった海洋性レクリエーションなどによる海とのふれあいの場ともなっている。

また一方では、台風の常襲地帯であることから過去において幾度となく被害を受け、高潮対策として堤防・護岸の整備や改良がなされてきたが、平成11年9月の台風18号では多大な被害を受けている。

2. 海岸の防護に関する事項

八代海沿岸の防護に関する「目標」と「施策」を以下に示す。

なお、沿岸域の地域特性を反映するために、「鹿児島沿岸」、「熊本沿岸」のゾーニングごとに施策を策定する。

(1) 防護の目標

「高潮」、「津波」、「侵食」に対する防護目標を以下のとおり設定する。

1) 高潮に対する防護

各々の海岸において、気象、海象、地形などの自然条件及び過去の災害発生状況を分析し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を勘案して、所定の安全を適切に確保する防護水準を定める。

高潮や越波などに対する防護として、過去の台風などにより発生した高潮の記録に基づく既往の最高潮位又は適切に推算した潮位に、適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対して防護することを目標とする。

2) 津波に対する防護

津波については八代海沿岸での被害はほとんどないが、津波に対して備える必要はあるため、津波高の想定に基づく対応を検討するなど、ソフト対策を含めて十分配慮する。

3) 侵食に対する防護

侵食に対する防護については、現状の汀線を保全・維持を基本とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性が高い場合など、汀線の回復を図るなどの必要な侵食防止を実施する。

(2) 防護に関する施策

1) 鹿児島沿岸

○海岸保全施設の防護機能の維持・向上による安全性の確保

高潮や越波、局部的に見られる侵食に対し、海岸保全施設の整備や補修を行い、防護機能の維持・向上に努める。必要に応じて、天端嵩上げや面的防護方式等の効果的な保全手法により、安全性を確保していく。

○自然の防護機能を活用した海岸保全手法の採用

浜には、波浪の低減機能や陸域への波の侵入防止機能があり、海岸林や海浜植生は、波浪低減機能、飛砂防止、防風、飛沫防止等の効果がある。これらの自然の防護機能を活用した海岸保全手法の採用に努める。

○海岸保全施設の維持管理体制の充実

海岸保全施設の日常的な点検や維持管理等を継続的に行い、異常箇所の早期発見に努め、適切な補修・改修等の対応を図れるよう、関係機関と連携した維持管理体制の充実に努める。

○地域と連携した警戒避難体制の充実

海岸保全施設の整備に加え、災害時における地域住民への情報伝達・避難等のいわゆるソフト防災の体制を充実させるため、地域の連携促進を図るとともに、防災意識の向上や高齢者等の災害弱者に配慮した防災体制づくりに努めていく。

2) 熊本沿岸

○海岸保全施設整備の推進

沿岸域の特性に応じた適切な整備水準に基づき、必要な施設を、背後地の重要性、緊急性などを勘案しつつ計画的に整備する。

整備に当たっては、沿岸に位置する砂浜、岩礁、海岸林などが有する自然の防護機能の活用や、防護・環境・利用の調和が取れた新たな手法の採用などに努めるとともに、自然環境や良好な景観へできる限り影響が少なくなるよう配慮する。

○「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実

海岸における潮位などの防災情報を関係市町に伝達するとともに、防災関係、ライフライン、報道の各機関や地域住民などと共有し、防災活動に活用するために、「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実に努める。

○高潮ハザードマップ作成支援

沿岸市町による高潮ハザードマップの作成を支援するために、高潮が発生する可能性の高い地域や高潮による浸水範囲を把握するために必要な情報及び、より効果的なマップとするための住民参加などの策定手法についての情報を関係市町に提供する。

○「高潮に関するホームページ」の機能充実

高潮に関する日常的な啓発・広報、災害・防災情報などの情報拠点とするために、「高潮防災に関するホームページ」の機能充実に努める。併せて、海岸の環境保全や利用についての情報も発信する。

○関係機関による各種イベント等の開催

高潮に対する防災・減災に対して関心を持ってもらうために、関係機関と連携を図りながら、最新情報や体験の場を提供する各種イベントなどを開催する。

○防災関係機関対象の防災講習会実施

高潮災害に対し適切な対応を行うための知識や技術の取得に向けた講習会を開催する。

○高潮防災訓練等の実施

防災関係機関や地域住民の防災意識や技術を持続するために、高潮防災訓

練などを実施する。

○自主防災組織の活性化支援

地域住民の自主防災組織の組織率の向上と組織の活性化に向け、市町村・県民を対象としたパンフレット、ビデオ、手引きの作成、自主防災組織活性化セミナーの開催などにより支援を図る。

○地域防災計画の充実

沿岸市町の防災活動の指針である「地域防災計画」に対し、高潮対策を盛り込む市町の増加や内容の充実を図られるよう情報提供を行う。

○海岸保全施設の機能維持

海岸保全施設について、関係機関や地域住民と連携・協力を図りながら適切な管理を行う。また、必要に応じて施設の点検を行い、老朽化した海岸施設や閉塞樋門の機能回復を図るために維持補修や改修を行う。その場合においても、防護・環境・利用の調和が取れた新たな手法の採用などに努める。

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

(1) 海岸環境の整備及び保全のための施策

沿岸域の地域特性を十分に反映するために、「鹿児島沿岸」、「熊本沿岸」のゾーニングごとの施策とする。

1) 鹿児島沿岸

○多様な生物の生息・生育環境の保全

貴重な生物が生息し、漁業の場としての活動の場である干潟や藻場等は、生物の良好な生育・生息環境であると同時に水質改善機能も期待でき、これらの海岸の豊かな自然を適正に保全する。

また、八代海は閉鎖性の強い海域であることから、水質については十分に考慮し、必要に応じて、施設整備による滞留の影響を考慮する。

○優れた海岸景観の保全

国立公園に指定されているリアス式海岸や多島海に代表される風光明媚な自然景観を保全することに努める。施設整備の際は、施設の周辺景観への影響に配慮する。

○環境保全のための海岸管理の充実

良好な海岸環境を保全するため、海浜への車両の乗り入れ、ゴミの散乱や不法投棄、放置船及び不法占有など海岸環境を損なう行為については、海岸への立ち入り制限規制、禁止行為の設定、罰則等の対処に努め、海岸管理の充実を図る。

また、漂着ゴミや船舶からの油流出事故等が生じた場合は、関係機関や地域住民と連携・協力して、海岸に関する迅速な情報提供を行い、海岸美化運動の実施など環境保全の活動を推進する。

○環境愛護の思想の普及

多様で豊かな自然とふれあうことができる海辺の環境教育や地域住民と協同して行う清掃活動などを通じて、幅広い世代が海岸を身近に感じることができるよう海岸愛護の思想の普及を図るとともに、海岸愛護の活動を支援する人材の育成に努める。

2) 熊本沿岸

○多様な生物の生育・生息環境への配慮

多様な生物の生育・生息する藻場や干潟、砂浜をはじめとした豊かな自然環境に影響が少なくなるようできる限り配慮しつつ、海岸保全施設を整備する。

なお、整備に当たっては「環境影響評価法」、「熊本県環境影響評価条例」に基づく環境アセスメント制度や熊本県が独自に導入している「熊本県環境

配慮システム」などの環境配慮の手続きを実施する。

また、防護、利用と調和を図りながら、喪失した自然の再生に向けた取組みを推進する。

○良好な海岸景観への配慮

リアス式海岸、多島海、白砂青松海岸、広大な干潟など、良好な海岸景観に影響が少なくなるようできる限り配慮しつつ、海岸保全施設を整備する。

なお、整備に当たっては、「熊本県景観条例」に基づく「公共事業景観形成指針」を遵守する。

○環境教育の展開

行政機関、地域住民、学識経験者、教育機関などの連携も図りながら、観察会、清掃活動、イベント、情報提供などを通して環境教育を展開する。

○環境保全に向けた海岸管理

海浜への車両乗り入れ、ゴミの不法投棄、油流出事故などの海岸環境に負荷を与える行為に対処するため、行政機関や地域住民などと連携を図った海岸管理に努める。



ヘラシギ



多島海景観(上天草市)

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

(1) 公衆の適正な利用を促進するための施策

沿岸域の地域特性を十分に反映するために、「鹿児島沿岸」、「熊本沿岸」のゾーニングごとの施策とする。

1) 鹿児島沿岸

○多様な海岸利用活動への配慮

沿岸域では、漁業・港湾等の産業活動、海水浴・マリンスポーツ等の海洋性レクリエーション、祭り・イベント等の多様な利用が行われており、これらのニーズに対し、海岸保全施設整備を行う際は、十分に配慮する。

○海辺における快適性・利便性の向上

誰もが利用しやすく、海とふれあえる海岸空間を目指し、必要に応じて水際線へのアクセス路や休憩施設、案内標識等の利便施設の整備等を行い、海辺における快適性と利便性の向上に努める。

○日常的な海岸管理や海岸利用の適正化

多様な海岸利用に対する適正化を促すため、地域と連携しながら日常的な海岸管理を行いつつ、地域特性や利用特性に応じたマナー向上のための啓発活動やルールづくりなどの推進を図る。

○学習の場としての提供

海辺の自然体験学習、海岸防災学習など、地域住民や子供たちの総合的な学習の場としての活用を推進し、自然に対する感性、大切に思う心や海岸への愛着を育む。このため、海とのふれあいの場の確保や豊かな自然環境を利用したプログラム整備等、海岸利用の支援に努めるものとする。

○海岸情報の提供による利用推進

海岸の利用を推進するため、観光関係機関や市町村との連携と協力を図り、パンフレット、インターネット、ポスター等の手段により、各種イベント、海岸利便施設の状況、海岸へのアクセス、気象海象情報等の情報提供に努める。

2) 熊本沿岸

○多様な海岸利用への配慮

漁業、レジャー・スポーツ、憩いの場、学習の場などの多様な海岸利用に配慮しつつ、海岸保全施設を整備する。

○海岸における快適性・利便性の向上

誰にでも利用しやすい海岸へのアクセス路、休憩施設、わかりやすい案内標識などのユニバーサルデザインを取り入れた海岸保全施設を整備するなど、海岸における快適性・利便性の向上に努める。

○海岸利用のマナー向上

多くの人々が有効に海岸を利用できるように、マナー向上のための啓発活動を実施する。

○学習・教育の場としての海岸の利用

自然体験学習や防災教育など、学習・教育の場として海岸を利用する。

○情報の提供による海岸の利用促進

ホームページなどを活用し、レジャー・イベント情報やアクセス情報などの海岸に関する情報の発信・提供を行い、海岸の利用を促進する。



海水浴場(御立岬公園)



マナー向上のための看板

第二章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

本計画の第一章で定めた「海岸保全に関する基本的な事項」を推進するため、海岸保全施設の整備について、以下の事項を別表及び別図に記載する。

地域の状況変化や社会経済状況の変化などに加え、海岸保全に関する技術開発の進捗なども考慮しつつ、海岸保全施設の整備内容に関して、別表及び別図を適宜見直すものとする。

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、海岸背後の宅地、農地、道路などに対して被害の発生が想定されるなど、海岸保全施設の新設、改修などが必要な箇所で適切に設定するものとし、別表及び別図のとおりとする。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸保全施設の種類、規模及び配置などについては、海岸保全施設を整備しようとする区域において、地域の状況変化や技術開発の進捗なども考慮し、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的検討を行う。

(1) 海岸保全施設の種類

海岸保全施設の種類は、海象や地形などの各種条件、環境・景観への配慮、背後の土地利用状況、周辺の整備内容などにより総合的に施設の種類を設定するものとし、別表及び別図のとおりとする。

(2) 海岸保全施設の規模

海岸保全施設の規模は、整備地区毎の施設延長及び計画天端高（代表天端高で表示）とし、別表及び別図のとおりとする。

(3) 海岸保全施設の配置

海岸保全施設の配置は、施設整備を行う地区、地名及びその区域とし、別表及び別図のとおりとする。

3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設による受益の地域及びその状況は、海岸保全施設の整備によって高潮・高波などによる災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用状況などを示すものとし、別表及び別図のとおりとする。

4. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、定期的な巡視または点検を行い施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、

長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

なお、これらを実施する区間、施設の種類、規模、配置を表のように設定する。

第三章 海岸保全に関するその他の重要事項

ここでは、本計画の実施に向けて留意すべき事項について記載する。

1. 関連計画との整合性の確保

「有明海・八代海を再生するための特別措置に関する法律」により定められる県計画をはじめとして、国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画などの関連する計画と調整・整合を図る。

2. 関係行政機関との連携調整

海岸に関係する行政機関と十分な連携と緊密な調整のもと、効率的・効果的な事業実施を図る。

3. 地域住民の参画と情報公開

海岸保全基本計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会などだけでなく、海岸保全基本計画が実効的かつ効果的に執行できるよう、策定段階、実施段階を通じて適宜地域住民の参画を得る。

また、事業計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する効果や影響を必要に応じて示すなど、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

4. 計画の見直し

本計画で定めた事項については、地域の状況変化や社会経済状況の変化などに応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容などを点検し、適宜見直しを行う。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域(八代海沿岸):鹿児島

ゾーン 名称	配 置				種 類	受 益 の 地 域		整備の方向性	維持又は補修の方法	備考		
	区域 番号	地 区	所管	区 域		規 模					地 域	状 況
						延長 (m)	計画天端高 (T. P., m)					
	1	蔵之元漁港海岸 蔵之元地区	水	出水郡長島町蔵之元地内	456	+2.9	護岸	長島町の一部	農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	2	長島町海岸 温之浦地区	農	出水郡長島町大字平尾字温崎3605番2	1,189	+3.7	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	3	長島港海岸 浜瀬地区	港	出水郡長島町藤倒地先	725	+3.5	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	4	長島町海岸 小瀬地区	農	出水郡長島町大字平尾字小瀬2415番地～2406番地	132	+4.3	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	5	長島港海岸 北方崎地区	港	出水郡長島町菖浦ノ渡地先	443	+1.4	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	6	茅屋漁港海岸 茅屋地区	水	出水郡長島町大字平尾字津風呂2163番地1地先	1,483	+5.5	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	7	長島町海岸 茅屋地区	農	出水郡長島町字引地3693の3番地～小島本1513番地	502	+3.7	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	8	長島町海岸 長次郎地区	農	出水郡長島町大字平尾字長次郎1477番地～口之福浦1470番地	390	+4.6	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	9	長島海岸 成川地区	河	出水郡長島町平尾1417番地の3～出水郡長島町平尾1421番地	300	+4.0	護岸	長島町の一部	農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	10	長島海岸 口之福浦地区	河	出水郡長島町平尾1440番地の1～出水郡長島町平尾1421番地	300	+4.0	護岸	長島町の一部	住宅地、農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	11	長島港海岸 浦底地区	港	出水郡長島町浦底字浪崎地先 出水郡長島町浦底字滝下地先 出水郡長島町浦底字福浦地先 出水郡長島町浦底字平吹地先	1,492	+2.0	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	12	浦底港海岸 福浦地区	港									11 長島港海岸に統合
	13	浦底港海岸 浦汐屋地区	港									11 長島港海岸に統合
	14	浦底港海岸 五社先地区(1号)	港									11 長島港海岸に統合
	15	浦底港海岸 五社先地区(2号)	港									11 長島港海岸に統合
	16	浦底港海岸 滝下1号地区	港									11 長島港海岸に統合
	17	浦底港海岸 浦底地区	港									11 長島港海岸に統合
	18	浦底港海岸 平吹1号地区	港									11 長島港海岸に統合
	19	浦底港海岸 平吹2号地区	港									11 長島港海岸に統合
	20	東町海岸 和仁浦地区	農	出水郡長島町大字浦底字辰ノ崎289番地～字ノ瀬3483番地	1,055	+2.7	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号ロに定める

所管区分凡例 農:農林水産省(農林振興局)、水:農林水産省(水産庁)、河:国土交通省(河川局)、港:国土交通省(港湾局)

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域(八代海沿岸):鹿児島

ゾーン 名称	配 置				種 類	受 益 の 地 域		整備の方向性	維持又は補修の方法	備考		
	区域 番号	地 区	所管	区 域		規 模					地 域	状 況
						延長 (m)	計画天端高 (T.P., m)					
21	東町海岸 川畑地区	農	出水郡長島町大字浦底字立石3526番地～3526番地	109	+2.5	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
22	東町海岸 長瀬地区	農	出水郡長島町大字浦底字長瀬3608番地～3602番地	92	+2.2	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
23	東海岸 三船地区	河	出水郡長島町浦底字三船3905番地 ～出水郡長島町浦底字長瀬3615番地	427	+4.0	護岸	長島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
24	三船漁港海岸 三船地区	水	出水郡長島町三船地内	399	+3.2	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	越波・飛沫による背後地への被害を防止するため、護岸の整備を行う。		廃止	
25	東町海岸 三船地区	農	出水郡長島町大字浦底字赤崎4627番地～五社4501番地2	585	+2.2	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
26	東海岸 乳之瀬地区	河	出水郡長島町諸浦字薄井1320番地 ～出水郡長島町諸浦字欽鳥1397番乙号1	336	+3.5	護岸 突堤 消波堤	長島町の一部	農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
27	長島港海岸 白瀬地区	港	出水郡長島町諸浦字竹崎地先 出水郡長島町諸浦字白瀬地先 出水郡長島町諸浦字浦川地先 出水郡長島町諸浦字水酌川地先 出水郡長島町諸浦字山頭地先	949	+2.2	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
28	白瀬港海岸 白瀬地区	港									27 長島港海岸に統合	
29	白瀬港海岸 浦川地区	港									27 長島港海岸に統合	
30	白瀬港海岸 水酌川地区	港									27 長島港海岸に統合	
31	白瀬港海岸 山頭地区	港									27 長島港海岸に統合	
32	諸浦島海岸 第一田島地区	農	出水郡長島町大字諸浦字田島325番地～324番地の1	291	+5	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
33	諸浦島海岸 田島地区	農	出水郡長島町大字諸浦字田島314番地～313番地	223	+5	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
34	葛輪漁港海岸 葛輪地区	水	出水郡長島町諸浦大字263番地先	272	+3.7	護岸	長島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
35	長島港海岸 諸浦地区	港	出水郡長島町諸浦字長瀬地先	-	-	-	-	-	-	-		
36	東町海岸 第一長瀬地区	農	出水郡長島町大字諸浦字長瀬1203番2	47	+2.7	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
37	東町海岸 第二長瀬地区	農	出水郡長島町大字浦底字長瀬1186番2	38	+3	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
38	東町海岸 本浦地区	農	出水郡長島町大字諸浦字折口1073番地～木の根1144番地	386	+5	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号に定める

所管区分凡例 農：農林水産省（農林振興局）、水：農林水産省（水産庁）、河：国土交通省（河川局）、港：国土交通省（港湾局）

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域(八代海沿岸):鹿児島

ゾーン 名称	配 置				種 類	受 益 の 地 域		整備の方向性	維持又は補修の方法	備考		
	区域 番号	地 区	所管	区 域		規 模					地 域	状 況
						延長 (m)	計画天端高 (T.P., m)					
長島・獅子島ゾーン	39	長島港海岸 本浦地区	港	出水郡長島町諸浦字崩尻地先	132	+2.2	護岸	長島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	40	東町海岸 竹崎地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字竹崎5058番地7～5055番地	539	+3.3	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	41	東町海岸 第一摩手浦地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字摩手浦5383番地～	160	+2.7	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	42	東町海岸 第二摩手浦地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字摩手浦5386番地～	147	+3.5	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	43	東町海岸 第三摩手浦地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字摩手浦5392番地～	278	+2.7	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	44	長島港海岸 伊唐地区	港	出水郡長島町鷹巣字木場地先 出水郡長島町鷹巣字山墓地先 出水郡長島町鷹巣字戸渡内地先 出水郡長島町鷹巣字水柱地先 出水郡長島町鷹巣字清良地先	24	+2.2	護岸	長島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	45	伊唐港海岸 清良2号地区	港									44 長島港海岸に統合
	46	伊唐港海岸 水柱1号地区	港									44 長島港海岸に統合
	47	伊唐港海岸 水柱2号地区	港									44 長島港海岸に統合
	48	伊唐港海岸 牛浦地区	港									44 長島港海岸に統合
	49	伊唐港海岸 琵琶地区	港									44 長島港海岸に統合
	50	伊唐港海岸 木場地	港									44 長島港海岸に統合
	51	伊唐港海岸 山墓地区	港									44 長島港海岸に統合
	52	伊唐港海岸 戸渡地区	港									44 長島港海岸に統合
	53	東町海岸 片平地区	農	出水郡長島町大字鷹巣代良4899番地～片平4858番地	954	+3.4	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	54	東町海岸 代良地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字代良4898番地～	166	+3.4	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	55	東町海岸 目吹二号地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字目吹4948番地～4965番地	423	+5	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	56	東町海岸 第一目吹地区	農	出水郡長島町大字鷹巣字目吹5012番地～5018番地	156	+5	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
57	東町海岸 野中地区	農	出水郡長島町大字獅子島字野中1058番地～重崎1026番地	172	+4.5	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
58	片側港海岸 片側地区	港	出水郡長島町獅子島字早崎地先 出水郡長島町獅子島字仮又地先 出水郡長島町獅子島字琵琶首地先	581	+2.3	護岸, 胸壁	長島町の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号ロに定める

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域(八代海沿岸):鹿児島

ゾーン 名称	配 置				種 類	受 益 の 地 域		整備の方向性	維持又は補修の方法	備考		
	区域 番号	地 区	所管	区 域		規 模					地 域	状 況
						延長 (m)	計画天端高 (T.P., m)					
59	東町海岸 須舞取地区	農	出水郡長島町大字獅子島字須舞取4492番地～ 鬼塚4507番地		240	+2	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
60	獅子島海岸 平野地区	農	出水郡長島町引地3693の3番地～鬼塚4503番地		431	+4.5	堤防・樋門	長島町の一部	住宅地、農用地、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
61	獅子島港海岸 御所浦地区	港	出水郡長島町獅子島字引地地先 出水郡長島町獅子島字前田地先 出水郡長島町獅子島字別富地先		568	+2.2	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
62	獅子島港海岸 引地二号地区	港										61 獅子島港海岸に統合
63	獅子島港海岸 引地三号地区	港										61 獅子島港海岸に統合
64	獅子島港海岸 前田地区	港										61 獅子島港海岸に統合
65	獅子島港海岸 別富地区	港										61 獅子島港海岸に統合
66	獅子島港海岸 湯ノ口地区	港	出水郡長島町獅子島字津木地先 出水郡長島町獅子島字米山地先		516	+2.5	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
67	獅子島港海岸 米山地区	港										66 獅子島港海岸に統合
68	東海岸 立石地区	河	出水郡長島町大字弊串字立石2068番地 ～出水郡長島町大字弊串字立石2203番地		360	+5.0	堤防 護岸 消波堤	長島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
69	獅子島港海岸 柏栗地区	港	出水郡長島町獅子島字伊達具地先 出水郡長島町獅子島字陣出地先		241	+4.5	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
70	獅子島海岸 桑の木迫地区	農	出水郡長島町大字獅子島字達手具1934番地～ 2019番地		135	+5	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
71	東町海岸 外曲地区	農	出水郡長島町大字獅子島字外曲1790番地		86	+5	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
72	東町海岸 岩元地区	農	出水郡長島町大字獅子島字外曲1770番地～ 1788番地		263	+5	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
73	幣串漁港海岸 幣串地区	水	出水郡長島町大字獅子島地内		847	+4.1	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
74	東町海岸 池松地区	農	出水郡長島町大字獅子島字御上網代1269番地～ 1273番地		132	+5	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
75	東町海岸 大首地区	農	出水郡長島町獅子島字大首1248番地～1254番地		377	+2.6	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
76	東町海岸 薄井地区	農	出水郡長島町大字諸浦字薄井1251番地		261	+3.2	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号に定める

所管区分凡例 農:農林水産省(農林振興局)、水:農林水産省(水産庁)、河:国土交通省(河川局)、港:国土交通省(港湾局)

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域(八代海沿岸):鹿児島

ゾーン 名称	配 置				種 類	受 益 の 地 域		整備の方向性	維持又は補修の方法	備考		
	区域 番号	地 区	所管	区 域		規 模					地 域	状 況
						延長 (m)	計画天端高 (T. P., m)					
77	薄井漁港海岸 薄井地区		水	出水郡長島町大字諸浦字薄井1236番地先	181	+2.6	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
78	東町海岸 第一襄野地区		農	出水郡長島町大字鷹巣字襄野3320番～3326番	270	+3	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
79	東町海岸 第二襄野地区		農	出水郡長島町大字鷹巣字襄野3329番～3338番	243	+2.4	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
80	東町海岸 水羽山地区		農	出水郡長島町大字鷹巣字水羽山3349番～3361番	330	+3.4	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
81	東町海岸 白拍子地区		農	出水郡長島町大字鷹ノ巣字白拍子3413番～3390番	274	+3	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
82	東町海岸 八合地区		農	出水郡長島町大字鷹巣字八合3509番地～百田3525番地	306	+3	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
83	宮之浦海岸 宮之浦地区		港	出水郡長島町大字鷹ノ巣字焼崎地先	410	+2.6	胸壁、 護岸	長島町の一部	住宅地	越波・飛沫による背後地への浸水対策として、防護機能の維持・向上を図るため、護岸天端の高上げ及び胸壁の整備を行う。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
84	東町海岸 折地地区		農	出水郡長島町大字鷹巣字崩先140番地～119番地	115	+3	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
85	東町海岸 外平地区		農	出水郡長島町大字鷹巣字早稲田195番地～185番地	246	+5	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
86	東町海岸 松ヶ平地区		農	出水郡長島町大字鷹巣字大迫326番地～986番地	569	+4	堤防・突堤	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
87	長島港海岸 脇崎地区		港	出水郡長島町川床字浦田地先 出水郡長島町川床字宮ノ後地先 出水郡長島町川床字濱田ノ上地先 出水郡長島町川床字京泊地先	506	+2.2	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
88	脇崎海岸 塩迫地区		港								87 長島港海岸に統合	
89	脇崎海岸 浜田地区		港								87 長島港海岸に統合	
90	脇崎海岸 京泊地区		港								87 長島港海岸に統合	
91	脇崎海岸 京泊1号地区		港								87 長島港海岸に統合	
92	東町海岸 沢津地区		農	出水郡長島町大字川床字沢津平2566番地	235	+5	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
93	東町海岸 松ヶ迫地区		農	出水郡長島町大字川床字松ヶ迫2303番地～2344番地	685	+5	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
94	観音漁港海岸 観音地区		水	出水郡長島町大字川床平瀬平地内	634	+1.7	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
95	東町海岸 中迫地区		農	出水郡長島町大字川床字中迫2219番地～平瀬2139番地	424	+5	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号に定める

所管区分凡例 農:農林水産省(農林振興局)、水:農林水産省(水産庁)、河:国土交通省(河川局)、港:国土交通省(港湾局)

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域(八代海沿岸):鹿児島

ゾーン 名称	配 置				種 類	受 益 の 地 域		整備の方向性	維持又は補修の方法	備考		
	区域 番号	地 区	所管	区 域		規 模					地 域	状 況
						延長 (m)	計画天端高 (T. P., m)					
96	東町海岸 第一中迫地区	農	出水郡長島町大字川床字中迫2060番地～2116番地の19	173	+5	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
97	東町海岸 梅之本山地区	農									廃止	
98	東町海岸 鍛冶屋越地区	農	出水郡長島町大字山門野字鍛冶屋越3272番地～合戦場3261番地	237	+4	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
99	長島港海岸 加世堂地区	港	出水郡長島町山門野字丸岡地先 出水郡長島町山門野字浦下地先 出水郡長島町大字山門野字小向江地先 出水郡長島町山門野字ウノ瀬地先	969	+2.2	護岸	長島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
100	加世堂港海岸 加世堂地区	港									99 長島港海岸 に統合	
101	加世堂港海岸 土岩地区	港									99 長島港海岸 に統合	
102	加世堂港海岸 ウノ瀬1号地区	港									99 長島港海岸 に統合	
103	加世堂港海岸 ウノ瀬2号地区	港									99 長島港海岸 に統合	
104	東町海岸 第二大島地区	農	出水郡長島町大字山門野字魚待4052番地21～大島3940番地	282	+2.9	堤防	長島町の一部	農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
105	東町海岸 第一大島地区	農	出水郡長島町大字山門野字鴻之瀬3783番地～3381番地	341	+2.9	堤防	長島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
106	脇本漁港海岸 関穴浦地区	水	阿久根市脇本字廣丸10827番4地先	304	+3.32	護岸	阿久根市の一部	森林、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
107	大瀧港海岸 大瀧地区	港	阿久根市脇本地先	485	+4.2	護岸	阿久根市の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
108	小瀧港海岸 小瀧地区	港	阿久根市脇本字下瀬戸地先	183	+4.4	護岸	阿久根市の一部	農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
109	八郷港海岸 八郷地区	港	阿久根市脇本字八郷地先	178	+4.3	護岸	阿久根市の一部	農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
110	阿久根海岸 脇本八郷地区	農	阿久根市大字脇本字八郷12167番地の～備前川内12315の1番地	880	+4.5	堤防	阿久根市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
111	高尾野海岸 辺田地区	河	出水市高尾野町江内5622番地 ～出水市高尾野町江内5979番地1	258	+4.5	護岸 消波堤	出水市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
112	野口漁港海岸 野口地区	水	出水市高尾野町江内5979番地先 出水市庄3661番地先	1,072	+4.6	護岸	出水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
113	桂島漁港海岸 桂島地区	水	出水市大字莊字下桂3697番地先	226	+4.7	護岸	出水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号に定める

所管区分凡例 農:農林水産省(農林振興局)、水:農林水産省(水産庁)、河:国土交通省(河川局)、港:国土交通省(港湾局)

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域(八代海沿岸):鹿児島

ゾーン 名称	配 置					種 類	受 益 の 地 域		整備の方向性	維持又は補修の方法	備考	
	区域 番号	地 区	所管	区 域	規 模		地 域	状 況				
					延長 (m)							計画天端高 (T. P., m)
出 水 ゾ ン	114	出水海岸 桂島地区	河	出水市壮字下桂3697番地の26 ～出水市壮字上桂3667番地	285	+3.0	護岸 消波堤	出水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて、長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	115	出水海岸 蔵島地区	河	出水市壮字赤2816番地先 ～出水市壮字脇道2734番地1	150	+5.2	護岸	出水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて、長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	116	荒崎海岸 出水干拓地区	農	出水市汐見町1069番地～高尾野町江内6130番地	6,871	+6	堤防・補門	出水市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	既存施設の老朽化をうけて再整備により、必要な防護機能を確保する。防護面では背後の農地等を越波、飛沫から防護することを第一とする。	
	117	出水海岸 下知識地区	河	出水市下知識町字蔵之元7427番地 ～出水市下知識町字北名護浦3073の2番地	2,156	+4.9	堤防 護岸 突堤 消波堤	出水市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	118	名護漁港海岸 名護地区	水	出水市大字下知識町北名護地内	1,061	+5.5	堤防、護岸 離岸堤	出水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防、護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	119	米ノ津海岸 昭和干拓地区	農	出水市米之津町7480番地1地	610	+6	堤防・樋門・突堤	出水市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	120	米之津港海岸 米之津地区	港	出水市下鯖淵地先	251	+3.75	護岸、胸壁	出水市の一部	住宅地、商業地、	越波・飛沫による背後地への浸水対策として、防護機能の維持・向上を図るため、胸壁の整備を行う。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	121	出水海岸 櫛木地区	河	出水市下鯖町字大丸2615番地 ～出水市大字下鯖町字御手洗道下3093番2地先	1,090	+4.5	堤防 突堤 離岸 堤	出水市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	122	出水海岸 前田地区	河	出水市下鯖町字川尻3513番地 ～出水市大字下鯖町字御手洗道下3098番4	1,770	+4.5	堤防 突堤 離岸 堤	出水市の一部	農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号ロに定める

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》:熊本県

基本方針	イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法	その他			
	県名/項目	No	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性	
							延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施策	内容
熊本県	1	茂道漁港海岸	水俣市大字袋字茂道地先	(水)	護岸消波工		0.69		0.69	水俣市の一部	住宅地、農用地	<p>・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	2	湯堂漁港海岸	水俣市大字袋字湯堂地先	(水)	護岸		2.03		2.03	水俣市の一部	住宅地、工業用地、農用地、その他		高潮対策		
	3	水俣港海岸	水俣市梅戸地先	(港)	護岸		0.99		0.99	水俣市の一部	住宅地、商業業務地、工業地、農用地、その他		侵食対策		
	4	丸島海岸	水俣市大字浜地先	(農)	堤防		0.43		0.43	水俣市の一部	住宅地、商業業務地、工業地、農用地、その他		—	堤防前面に埋立地が造成されたため対策計画なし	
	5	湯の尻海岸	水俣市大字大迫字崎～字上外平地先	(建)	護岸離岸堤突堤		2.07		2.07	水俣市の一部	住宅地、商業業務地、その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
	6	早栗海岸	水俣市大字大迫地先	(農)	護岸		0.42		0.42	水俣市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	7	大迫海岸	水俣市大字大迫字軍崎～字浜田地先	(建)	堤防消波堤樋門		0.47		0.47	水俣市の一部	工業地、商業業務地、農用地		高潮対策		
	8	男島海岸	芦北郡津奈木町大字小津奈木字白浜～大字岩城字浜崎地先	(建)	堤防樋門	3.0～4.1	2.00	3.0～4.1	2.00	津奈木町の一部	住宅地、工業地、農用地、その他		高潮対策		
	9	古川海岸	芦北郡津奈木町大字岩城字浜～字蛭子地先	(建)	護岸樋門		1.40		1.40	津奈木町の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他		高潮対策		
	10	大泊漁港海岸	芦北郡津奈木町大字岩城字蛭子～字仮泊地先	(水)	護岸		0.61		0.61	津奈木町の一部	住宅地、商業業務地、工業地、農用地、その他		高潮対策		
	11	福浜漁港海岸	芦北郡津奈木町大字福浜字犬瀬～字浜迫地先	(水)	護岸		1.39		1.39	津奈木町の一部	住宅地		高潮対策		
	12	合串漁港海岸	芦北郡津奈木町大字福浜字津々良～字松岡地先	(水)	護岸		4.12		4.12	津奈木町の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策		
	13	福浦漁港海岸	芦北郡津奈木町大字福浜字長浜～字竹迫地先	(水)	護岸消波工		2.27		2.27	津奈木町の一部	住宅地、商業業務地、その他		高潮対策		
	14	大矢漁港海岸	芦北郡芦北町大字女島字池尻～字福浦地先	(水)	護岸消波工		1.74		1.74	芦北町の一部	住宅地、農用地		高潮対策		
	15	牛の水漁港海岸	芦北郡芦北町大字女島字牛の水～字京泊地先	(水)	護岸消波工		1.01		1.01	芦北町の一部	住宅地、農用地		高潮対策		

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》:熊本県

基本方針	イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法	その他			
	県名/項目	No	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護施策	整備の方向性
							延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況			
熊本県	16	佐敷港海岸(女島地区)	芦北郡芦北町大字女島地先	(港)	堤防、護岸		2.16		2.16		別 図 参 照	芦北町の一部	農用地,森林,	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
	16	佐敷港海岸(計石地区)	葦北郡芦北町大字計石地先	(港)	護岸、排水機場		1.75		1.75			芦北町の一部	住宅地,農用地,その他		高潮対策	既存護岸の耐震性強化を行う。維持補修や今後の新設・改良においては防護・環境・利用との調和を目指す。
	16	佐敷港海岸(鶴木山地区)	芦北郡芦北町大字鶴木山地先	(港)	護岸、消波工		1.00		1.00			芦北町の一部	住宅地,農用地,森林,		高潮対策	
	17	佐敷海岸(計石地区)	芦北郡芦北町大字計石字西割～芦北町大字計石字東割	(建)	堤防		0.51		0.51			芦北町の一部	住宅地,農用地,その他		高潮対策	
	17	佐敷海岸(花岡西地区)	芦北郡芦北町大字計石字西割南～芦北町大字計石字の場尻	(建)	堤防樋門		1.59		1.59			芦北町の一部	住宅地,商業業務地,工業地,農用地,その他		高潮対策	
	17	佐敷海岸(平生地区)	芦北郡芦北町大字女島字下浦～芦北町大字女島字中浦	(建)	堤防樋門		0.39		0.39			芦北町の一部	住宅地,農用地,その他		高潮対策	
	18	井手鼻海岸	芦北郡芦北町鶴木山字松手～字井手地先	(建)	護岸突堤 離岸堤		2.65		2.65			芦北町の一部	商業業務地,その他		高潮対策	
	19	萩の越海岸	芦北郡芦北町大字海浦字萩の越地先	(建)	護岸突堤 離岸堤		0.76		0.76			芦北町の一部	その他		高潮対策	
	20	海浦漁港海岸	芦北郡芦北町大字海浦字外平～字京泊地先	(水)	護岸		2.58		2.58			芦北町の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
	21	田浦港海岸(和田地区)	芦北郡芦北町大字和田地先	(港)	護岸、突堤		0.36		0.36			芦北町の一部	農用地,森林,その他		侵食対策	
	22	田浦港海岸(小田浦地区)	芦北郡芦北町大字小田浦地先	(港)	堤防、護岸、排水機場		3.51		3.51			芦北町の一部	住宅地,工業地,その他		高潮対策	
	23	田浦漁港海岸	芦北郡芦北町大字田浦町字太田～字岩崎地先	(水)	護岸堤防 水門		2.77	3.5～4.6	2.77	3.5～4.6		芦北町の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
	24	御立岬海岸	芦北郡芦北町大字田浦町字大田～字外平地先	(建)	護岸突堤 離岸堤		0.77		0.77			芦北町の一部	その他		高潮対策	
	25	杉迫漁港海岸	芦北郡芦北町大字田浦町字外平地先	(水)	護岸		0.29		0.29			芦北町の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
26	井牟田漁港海岸	芦北郡芦北町大字井牟田字洲浜～字野添地先 芦北郡芦北町大字波多島字畑尻～字小島地先	(水)	護岸		1.65		1.65		芦北町の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策				

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》:熊本県

基本方針	イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法	その他			
	県名/項目	No	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護施策	整備の方向性
							延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況			
熊本県	27	二見漁港海岸	八代市二見洲口町字明神田～字古川地先	(水)	護岸堤防		0.62		0.62		別 図 参 照	八代市の一部	住宅地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	28	洲口海岸	八代市洲口新地地先	(農)	堤防、樋門消波工	○	1.42		1.42			八代市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
	29	日奈久港海岸	八代市日奈久中町地先	(港)	護岸		3.70		3.70			八代市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や景観等に配慮した改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	30	日奈久海岸	八代市日奈久町～塩南町地先	(農)	堤防、樋門消波工	○	2.00		2.00			八代市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
	31	明治新田海岸	八代市八代市日奈久塩北町三番割～水島町字水島地先	(建)	堤防水門・樋門		4.08		4.08			八代市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	施設補修	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	32	金剛海岸	八代市平和町金剛地先	(農)	堤防、樋門消波工	○	6.09		6.09			八代市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
	33	八代港海岸(内港地区)	八代市港地先	(港)	護岸		1.43		1.43			八代市の一部	住宅地、工業地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	34	八代港海岸(外港地区)	八代市新港町地先	(港)	護岸		3.55		3.55			八代市の一部	工業地、その他	高潮対策		
	35	八代港海岸(大島地区)	八代市大島町地先	(港)	堤防、護岸、樋門		3.54		3.54			八代市の一部	住宅地、工業地、その他	高潮対策		
	36	郡築海岸	八代市郡築町郡築地先	(農)	堤防、樋門消波工	○	3.08		3.08			八代市の一部	住宅地、商業業務地、工業地、農用地、その他	高潮対策		
	37	昭和海岸	八代市昭和同仁町地先	(農)	堤防、樋門消波工	○	2.66		2.66			八代市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
	38	文政海岸	八代郡鏡町鏡町大字北新地～大字宝出地先	(農)	堤防、樋門消波工	○	6.00		6.00			鏡町の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策		
	39	野崎海岸	八代市鏡町大字野崎～大字鏡町字宝出五番割地先	(建)	堤防樋門		4.73		4.73			八代市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	40	和鹿島海岸	八代郡水川町大字綱道地先～宇城市小川町住吉地先	(農)	堤防、樋門消波工	○	7.41		7.41			水川町、宇城市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
41	豊川海岸	宇城市松橋町砂川～御船地先	(農)	堤防樋門		1.18		1.18		宇城市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。			

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》:熊本県

基本方針	イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法	その他			
	県名/項目	No	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護施策	整備の方向性
							延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況			
熊本県	42	豊川海岸	宇城市松橋町沖塘字浅川～御船字四番割地先	(建)	堤防 樋門		1.89	5.3～6.5	1.89	5.3～6.5	宇城市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行う。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
	43	不知火海岸	宇城市不知火町長崎字弁天山～塩浜字沖須地先	(建)	堤防 護岸 樋門		2.01		2.01		宇城市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
	44	塩屋浦海岸	宇城市不知火町大字長崎地先	(農)	堤防 樋門	○	1.09		1.09		宇城市の一部	住宅地、農用地 その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
	45	桂原海岸	宇城市不知火町長崎字千鳥湯～永尾字二本松地先	(建)	護岸		1.10		1.10		宇城市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸整備を行う。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
	46	永尾海岸	宇城市不知火町永尾字二本松～字川添地先	(建)	護岸 消波堤		2.70		2.70		宇城市の一部	住宅地,商業業務 地,農用地,その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸整備を行う。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
	47	松合漁港海岸 (松合地区)	宇城市不知火町松合地先	(水)	護岸 堤防 消波工 水門		2.43		2.43		宇城市の一部	住宅地、農用地	高潮対策	高潮による背後地の越波・飛沫被害を防止するため、護岸、消波工等の整備を行い、必要な防護施設を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
	48	松合漁港海岸 (救の浦地区)	宇城市不知火町松合地先	(水)	護岸 堤防 水門		0.93		0.93		宇城市の一部	住宅地、農用地	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
	49	松合海岸	宇城市不知火町大見～松合地先	(農)	堤防 樋門	○	0.99		0.99		宇城市の一部	住宅地、農用地 その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
	50	大口海岸	宇城市三角町大口字鳥屋野地	(農)	堤防、離岸 堤 樋門	○	0.68		0.68		宇城市の一部	住宅地、農用地 その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
	51	手場海岸	宇城市三角町手場字馬建～字浜の田地先	(建)	堤防 護岸 離岸堤 水門・樋門		1.08		1.08		宇城市の一部	住宅地,商業業務 地,農用地,その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、離岸堤の整備を行う。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
	52	御船漁港海岸	宇城市三角町里浦字郡浦越～字浜山地先	(水)	護岸		1.46		1.46		宇城市の一部	住宅地、農用地	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
	53	里の浦海岸	宇城市三角町里の浦地先	(農)	堤防、樋門 消波工	○	0.65		0.65		宇城市の一部	住宅地、農用地 その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
	54	郡浦漁港	宇城市三角町郡浦字矢房畑先	(水)	護岸 堤防		1.09		1.09		宇城市の一部	住宅地、農用地	高潮対策			
	55	新地海岸	宇城市三角町前越字漁崎～字小金桁地先	(建)	堤防 護岸 突堤 樋門		0.49		0.49		宇城市の一部	住宅地,農用地	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
	56	金桁海岸	宇城市三角町前越字小金桁～中村字金桁地先	(建)	堤防 樋門		0.23		0.23		宇城市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策			

別
図
参
照

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》:熊本県

基本方針	イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法	その他			
	県名/項目	No	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護施策	整備の方向性
							延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)	地域	状況			
熊本県	57	黒崎海岸	宇城市三角町波多字姥崎～宇黒崎地先	(建)	堤防 樋門		1.96		1.96	宇城市の一部	住宅地,商業業務地,農用地,その他	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	58	尺の浦海岸	宇城市三角町戸馳字下尺の浦～字大迫又地先	(建)	護岸		0.12		0.12	宇城市の一部	住宅地,農用地		高潮対策		
	59	三角港海岸(東港地区)	宇城市三角町際崎地先	(港)	堤防、護岸、排水機場		2.70		2.70	宇城市の一部	住宅地,商業業務地,工業地,農用地		高潮対策		
	60	三角港海岸(西港地区)	宇城市三角町西港地先	(港)	護岸		1.88		1.88	宇城市の一部	住宅地,商業業務地		高潮対策		
	61	三角港海岸(戸馳地区)	宇城市三角町戸馳地先	(港)	護岸		3.76		3.76	宇城市の一部	住宅地,商業業務地,工業地,農用地,森林,その他		高潮対策		
	62	三角港海岸(岩谷地区)	上天草市大矢野町岩谷地先	(港)	護岸		0.58		0.58	上天草市の一部	住宅地,農用地		高潮対策		
	63	三角港海岸(登立地区)	上天草市大矢野町登立地先	(港)	護岸、排水機場		5.36		5.36	上天草市の一部	住宅地,商業業務地,農用地		高潮対策		
	64	三角港海岸(四郎丸地区)	上天草市大矢野町四郎丸地先	(港)	護岸		0.72	2.8～6.0	0.72	2.8～6.0	上天草市の一部		住宅地,農用地		高潮対策
	65	戸馳農地海岸	宇城市三角町戸馳字山の神地先	(農)	堤防、樋門 消波工	○	0.35		0.35	宇城市の一部	住宅地、農用地 その他		高潮対策		
	66	戸馳漁港海岸	宇城市三角町戸馳字下出～宇宮ノ内地先	(水)	護岸 堤防		1.47		1.47	宇城市の一部	住宅地、商業業務地 農用地		高潮対策		
	67	片島東海岸	宇城市三角町戸馳字牧地先	(建)	護岸		0.14		0.14	宇城市の一部	住宅地,農用地		高潮対策		
	68	内潟片島漁港海岸	宇城市三角町戸馳字辺田～宇築切地先	(水)	護岸 堤防		1.94		1.94	宇城市の一部	住宅地、農用地		高潮対策		
	69	片島農地海岸	宇城市三角町戸馳字竜神～宇築切地先	(農)	堤防 樋門	○	0.20		0.20	宇城市の一部	住宅地、農用地 その他		高潮対策		
70	田井ノ浦漁港海岸	宇城市三角町戸馳字野崎～宇赤寄地先	(水)	護岸		0.80		0.80	宇城市の一部	住宅地、農用地	高潮対策				
71	大潟海岸	上天草市大矢野町登立字塔崎～字大潟地先	(建)	堤防 護岸 樋門		1.34		1.34	上天草市の一部	住宅地,商業業務地,農用地	高潮対策				

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》:熊本県

基本方針	イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法	その他			
	県名/項目	No	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性	
							新設 「◎」 改良 「○」	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	施設 配置		地域	状況
熊本県	72	治郎田海岸	上天草市大矢野町登立字淵ヶ浦～字和田穂尾又番地先	(建)	護岸 突堤 樋門		2.42		2.42		上天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	73	池の迫海岸	上天草市大矢野町登立字和田穂屋地先～中字海部田地先	(農)	堤防,護岸 樋門	○	1.98		1.98		上天草市の一部	住宅地,工業地 農用地,その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
	74	鷹巣海岸	上天草市大矢野町中字海部田～字鷹巣地先	(建)	護岸 堤防 樋門		0.23		0.23		上天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策		
	75	貝場漁港海岸	上天草市大矢野町中貝場地先	(水)	護岸 堤防		2.18		2.18		上天草市の一部	住宅地,農用地, その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	76	上天草港海岸 (柳港区)	上天草市大矢野町柳地先	(港)	護岸,防潮 堤、突堤		2.89		2.89		上天草市の一部	住宅地,工業地,農 用地,その他	高潮対策		
	77	新開海岸	上天草市大矢野町中字城山～五把浦地先	(建)	護岸 突堤 樋門		3.25		3.25		上天草市の一部	住宅地,商業業務 地,農用地,その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
	78	蔵々漁港海岸	上天草市大矢野町維和蔵々地先	(水)	護岸 堤防		1.39		1.39		上天草市の一部	住宅地	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	79	千崎海岸	上天草市大矢野町維和字滝ノ下～字千崎地先	(建)	護岸		0.72	2.8～6.0	0.72	2.8～6.0	上天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策		
	80	千崎海岸	上天草市大矢野町維和字千崎地先	(農)	堤防 樋門	○	0.42		0.42		上天草市の一部	住宅地,農用地	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
	81	浪浦海岸	上天草市大矢野町維和字一丁崎～字浪之浦地先	(建)	堤防,護岸 突堤 樋門		0.63		0.63		上天草市の一部	住宅地,工業地,農 用地,その他	高潮対策		
	82	梅木海岸	上天草市大矢野町維和字梅木～字塘山地先	(建)	堤防 護岸 突堤 樋門		0.78		0.78		上天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策		
	83	大桜海岸	上天草市大矢野町維和字北浦～新開地先	(建)	堤防 護岸 樋門		0.66		0.66		上天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策		
	84	千束漁港海岸	上天草市大矢野町維和千束地先	(水)	護岸		1.74		1.74		上天草市の一部	住宅地,農用地, その他	高潮対策		
	85	鷺の浦海岸	上天草市大矢野町維和字北ヶ島～字小鷺浦地先	(建)	護岸 突堤		0.52		0.52		上天草市の一部	住宅地,商業業務 地,農用地,その他	高潮対策		
	86	鷺浦漁港海岸	上天草市大矢野町維和下山地先	(水)	護岸 堤防		1.42		1.42		上天草市の一部	住宅地,農用地, その他	高潮対策		

別
図
参
照

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》:熊本県																	
基本方針	イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法		その他			
	県名/項目	No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設 配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護 施策	整備の方向性 内容
								延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)		地域	状況			
熊本県	87	下山海岸	上天草市大矢野町維和字下山	(建)	護岸		0.55		0.55			上天草市の一部	住宅地,その他	<p>・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	88	北前島海岸	上天草市松島町会津地先	(農)	堤防、樋門突堤	○	0.12		0.12			上天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
	89	合津港海岸(前島地区)	上天草市松島町前島地先	(港)	護岸		0.55		0.55			上天草市の一部	住宅地		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	90	合津港海岸(稲戸地区)	上天草市松島町稲戸地先	(港)	護岸		2.75		2.75			上天草市の一部	住宅地,商業業務地,その他		高潮対策		
	91	合津港海岸(先辺地区)	上天草市松島町先辺地先	(港)	護岸		0.69		0.69			上天草市の一部	住宅地,農用地,その他		高潮対策		
	92	上天草港海岸(阿村港区)	上天草市松島町阿村地先	(港)	堤防、護岸		6.80		6.80			上天草市の一部	住宅地,農用地		高潮対策		
	93	干切漁港海岸	上天草市松島町干切地先	(水)	護岸		0.12		0.12			上天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策		
	94	牟田海岸	上天草市姫戸町姫浦字真垣～字上合津越地先	(農)	護岸		2.64		2.64			上天草市の一部	農用地、その他		-		国道が造成されたため整備計画無し
	95	牟田漁港海岸	上天草市姫戸町姫浦地先	(水)	護岸		2.26		2.26			上天草市の一部	住宅地、その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	96	上天草港海岸(永目港区)	上天草市姫戸町永目地先	(港)	護岸		1.00		1.00			上天草市の一部	住宅地,農用地,その他		高潮対策		
	97	姫戸港海岸	上天草市姫戸町姫浦地先	(港)	護岸、排水機場		3.27		3.27			上天草市の一部	住宅地,農用地,その他		高潮対策		
	98	上天草港海岸(二間戸港区)	上天草市姫戸町二間戸地先	(港)	護岸、突堤、導流堤		3.47		3.47			上天草市の一部	住宅地,工業地,農用地,その他		高潮対策		
	99	下貫漁港海岸	上天草市龍ヶ岳町下貫地先	(水)	護岸消波工		1.27		1.27			上天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	高潮による背後地の越波・飛沫被害を防止するため、護岸、消波工等の整備を行い、必要な防護施設を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
	100	上天草港海岸(樋島港区・東風留地区)	上天草市龍ヶ岳町東風留地先	(港)	護岸		1.03		1.03			上天草市の一部	住宅地,商業業務地,その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
101	上天草港海岸(樋島港区・棚島地区)	上天草市龍ヶ岳町棚島地先	(港)	護岸		1.30		1.30			上天草市の一部	住宅地,その他	高潮対策				

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》:熊本県

基本方針	イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法	その他			
	県名/項目	No	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性		
							新設 「◎」 改良 「○」	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	施設 配置		地域	状況	防護 施策
熊本県	102	上天草港海岸 (樋島港区・洲崎地区)	上天草市龍ヶ岳町洲崎地先	(港)	護岸		2.31	3.8~4.5	2.31	3.8~4.5	別 図 参 照	上天草市の一部	住宅地,その他	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
	103	上天草港海岸 (樋島港区・瀬戸地区)	上天草市龍ヶ岳町瀬戸地先	(港)	護岸		0.90		0.90			上天草市の一部	住宅地,その他		高潮対策	
	104	外平海岸	上天草市龍ヶ岳町樋島宇島打場地先~上桶川地先	(農)	護岸、消波工 突堤		1.42		1.42			上天草市の一部	農用地、その他		侵食対策	
	105	下桶川漁港海岸	上天草市龍ヶ岳町下桶川地先	(水)	護岸		1.91		1.91			上天草市の一部	住宅地		高潮対策	
	106	小屋河内漁港海岸	上天草市龍ヶ岳町小屋河内地先	(水)	護岸 消波工		3.12	3.12	上天草市の一部	住宅地、農用地、 その他		高潮対策				
	107	上天草港海岸 (大道港区)	上天草市龍ヶ岳町大道地先	(港)	護岸、突堤		2.70	2.70	上天草市の一部	住宅地,商業業務 地,その他		高潮対策				
	108	大道漁港海岸	上天草市龍ヶ岳町大道地先	(水)	護岸 消波工		3.53	3.53	上天草市の一部	住宅地、商業業務 地、農用地、その他		高潮対策				
	109	天草港海岸 (与一ヶ浦港区)	天草市御所浦町与一ヶ浦地先	(港)	護岸		0.80	0.80	天草市の一部	住宅地,その他		高潮対策				
	110	横浦漁港海岸	天草市御所浦町横浦地先	(水)	護岸		1.64	1.64	天草市の一部	住宅地、公共用 地、その他		高潮対策				
	111	天草港海岸 (柵ノ木港区)	天草市御所浦町柵ノ木地先	(港)	護岸		0.37	3.5~4.5	0.37	3.5~4.5		天草市の一部	住宅地		高潮対策	
	112	牧島漁港海岸	天草市御所浦町牧島地先	(水)	護岸		1.91	1.91	天草市の一部	住宅地、公共用 地、その他		高潮対策				
	113	黒浜海岸	天草市御所浦町牧島字水ノ浦 ~字黒濱地先	(農)	護岸		0.63	0.63	天草市の一部	農用地		高潮対策				
	114	芳ノ浦海岸	天草市御所浦町字芳ノ浦~字 桜畑地先	(建)	護岸		0.21	0.21	天草市の一部	荒地		高潮対策				
	115	長浦漁港海岸	天草市御所浦町長浦地先	(水)	護岸		2.62	2.62	天草市の一部	住宅地、公共用 地、その他		高潮対策				
	116	田尻海岸	天草市御所浦町字大石~田の 頭地先	(建)	護岸		0.78	0.78	天草市の一部	住宅地,農用地, その他		高潮対策				

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》:熊本県

基本方針	イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法	その他			
	県名/項目	No	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性	
							延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
熊本県	117	大通越海岸	天草市御所浦町字大通越又地先	(建)	護岸		0.17		0.17		天草市の一部	住宅地,農用地,その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	118	御所浦漁港海岸	天草市御所浦町字本郷地先	(水)	護岸		2.61		2.61		天草市の一部	住宅地		高潮対策		
	119	古場海岸	天草市御所浦町字洲の田～字古場地先	(建)	護岸		1.32		1.32		天草市の一部	住宅地,商業業務地,工業地,その他		高潮対策		
	120	瀬戸目海岸	天草市御所浦町字古場～字瀬戸目地先	(建)	護岸		0.58		0.58		天草市の一部	住宅地		高潮対策		
	121	御所浦漁港海岸	天草市御所浦町字嵐口地先	(水)	護岸		4.24		4.24		天草市の一部	住宅地		高潮対策		
	122	烏帽子漁港海岸	天草市御所浦町烏帽子地先	(水)	護岸		1.31		1.31		天草市の一部	住宅地,森林,公共用地,その他		高潮対策		
	123	大浦元浦漁港海岸	天草市御所浦町大浦元浦地先	(水)	護岸		3.06		3.06		天草市の一部	住宅地,森林,公共用地,その他		高潮対策		
	124	天草港海岸(唐木崎港区)	天草市御所浦町唐木崎地先	(港)	護岸		0.45	3.5～4.5	0.45	3.5～4.5	別図参照	天草市の一部	住宅地,農用地,その他			高潮対策
	125	鳴川海岸	天草市倉岳町棚底字岩見川～字鳴川地先	(農)	護岸		1.39		1.39		天草市の一部	農用地		高潮対策		
	126	尾串海岸	天草市倉岳町棚底字尾串地先	(建)	護岸		0.08		0.08		天草市の一部	農用地		高潮対策		
	127	天草港海岸(棚底港区)	天草市倉岳町棚底地先	(港)	堤防,護岸		5.25		5.25		天草市の一部	住宅地,工業地,農用地,その他		高潮対策		
	128	目玉海岸	天草市倉岳町棚底字大平地先	(建)	護岸		0.09		0.09		天草市の一部	その他		高潮対策		
	129	浦海岸	天草市倉岳町浦字梅戸～棚底字宮崎地先	(建)	堤防,護岸,突堤,消波堤		2.73		2.73		天草市の一部	住宅地,商業業務地,農用地,その他		高潮対策		
	130	中形浦海岸	天草市倉岳町棚底字小島～宮田字志波田地先	(建)	護岸,突堤,離岸堤,樋門		1.75		1.75		天草市の一部	住宅地,商業業務地,農用地,その他		高潮対策		
	131	宮田漁港海岸	天草市倉岳町宮田字大宮田～字浜田地先	(水)	護岸		3.49		3.49		天草市の一部	住宅地		高潮対策		

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》:熊本県

基本方針	イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法	その他			
	県名/項目	No	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護施策	整備の方向性
							延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況			
熊本県	132	猪子田漁港海岸	天草市栖本町古江地先	(水)	護岸		1.58	3.5~4.5	1.58	3.5~4.5	天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
	133	栖本古江海岸	天草市栖本町古江字内湯地先	(農)	堤防、樋門消波工、突堤	○	0.32		0.32		天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
	134	栖本漁港海岸(古江地区)	天草市栖本町古江地先	(水)	護岸		0.64		0.64		天草市の一部	住宅地、その他	高潮対策			
	135	栖本漁港海岸(栖本地区)	天草市栖本町湯船原地先	(水)	護岸		0.82		0.82		天草市の一部	住宅地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
	136	栖本海岸	天草市栖本町湯船原字西～馬場字下差原地先	(農)	堤防、樋門	○	0.37		0.37		天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策			
	137	白洲海岸	天草市栖本町馬場字新白洲地先	(農)	堤防、樋門消波工、突堤	○	1.43		1.43		天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
	138	天草港海岸(栖本港区)	天草市栖本町栖本地先	(港)	護岸		2.01		2.01		天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策	<p>・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確認する。</p> <p>・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確認する。</p> <p>・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確認する。</p>		
	139	白戸漁港海岸	天草市栖本町馬場地先	(水)	護岸消波工		1.18		1.18		天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策			
	140	塔の崎海岸	天草市下浦町字塔の崎～宇船地先	(建)	護岸消波堤		1.16	3.5~5.5	1.16	3.5~5.5	天草市の一部	農用地、その他	高潮対策			
	141	戸の崎漁港	天草市下浦町字崎野、田崎地先	(水)	護岸		0.61		0.61		天草市の一部	農用地、森林、その他	高潮対策			
	142	戸ノ崎海岸	天草市下浦町瀬の内地先	(建)	堤防護岸樋門		0.63		0.63		天草市の一部	住宅地、農用地	高潮対策		必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	143	天草港海岸(金焼港区)	天草市下浦町地先	(港)	防波堤、護岸、突堤		2.02		2.02		天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策			
	144	石場海岸	天草市下浦町石場字小浦地先	(建)	護岸樋門		1.14		1.14		天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策			
	145	東外園海岸	天草市下浦町東外園字小浦～字先尾串地先	(建)	護岸樋門		1.50		1.50		天草市の一部	住宅地、その他	高潮対策			
	146	下浦漁港	天草市下浦町字外園地先	(水)	護岸堤防		0.38		0.38		天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策			

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》:熊本県

基本方針	イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法	その他		
	県名/項目	No	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護施策	整備の方向性
							延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況			
熊本県	147	江崎海岸	天草市下浦町字外園～字前洗地先	(建)	護岸樋門		1.31		1.31			天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	148	須森海岸	天草市下浦町出崎～須森地先	(建)	護岸消波堤樋門		1.07	3.5～5.5	1.07	3.5～5.5		天草市の一部	住宅地,農用地	高潮対策		
	149	船場海岸	天草市下浦町須森～船場地先	(建)	護岸突堤		0.90		0.90			天草市の一部	住宅地,その他	高潮対策		既設天端高の不足により、民家・耕地に越波被害が生じているため、直立波消ブロックを整備して、波浪による背後地への被害を軽減する。
	150	大門港海岸(大門地区)	天草市大門地先	(港)	護岸		5.69		5.69			天草市の一部	住宅地,工業地,農用地,その他	侵食・高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	151	大門港海岸(平床地区)	天草市平床地先	(港)	護岸		0.86		0.86			天草市の一部	住宅地,農用地,その他	侵食・高潮対策		
	152	前湯海岸	天草市楠浦町八ツ枝～本越地先	(建)	護岸		0.10		0.10			天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
	153	立浦海岸	天草市楠浦町字立浦地先	(農)	堤防樋門	○	0.32		0.32			天草市の一部	住宅地,農用地	高潮対策		
	154	観音海岸	天草市楠浦町立浦～荒の辺田地先	(建)	護岸		1.86		1.86			天草市の一部	住宅地,工業地,農用地,その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	155	大宮地海岸	天草市新和町大宮地地先	(建)	護岸突堤		0.64		0.64			天草市の一部	住宅地,工業地,その他	高潮対策		
	156	荒新開海岸	天草市新和町大宮地字下釜～字柳地先	(建)	護岸水門・樋門		0.70	3.0～5.0	0.70	3.0～5.0		天草市の一部	住宅地,工業地,農用地,その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
	157	天草港海岸(大宮地港区)	天草市新和町大宮地地先	(港)	護岸		1.87		1.87			天草市の一部	その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	158	椋浦海岸	天草市新和町大多尾字白岩～字椋浦地先	(建)	護岸樋門		0.22		0.22			天草市の一部	農用地,その他	高潮対策	既設施設の老朽化に伴う漏水対策を行うとともに、近接する民家への被害を軽減する対策を行う。	
	159	先留海岸	天草市新和町大多尾字先留～字先留又地先	(建)	護岸		0.25		0.25			天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	160	浦ノ迫海岸	天草市新和町大多尾字先留～字浦ノ迫地先	(建)	護岸		0.23		0.23			天草市の一部	農用地	高潮対策		
	161	天草港海岸(天附港区)	天草市新和町大多尾地先	(港)	護岸		0.33		0.33			天草市の一部	住宅地,農用地,森林,その他	高潮対策		

別図参照

・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。

・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。

・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》:熊本県

基本方針	イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法	その他			
	県名/項目	No	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護施策	整備の方向性
							延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況			
熊本県	162	天附海岸	天草市新和町大多尾字小天附地先～字中ノ尾地先	(農)	堤防樋門	○	0.23		0.23		別 図 参 照	天草市の一部	住宅地、農用地	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
	163	横島海岸	天草市新和町大多尾字西横島地先	(建)	護岸突堤		1.26		1.26			天草市の一部	住宅地、農用地、その他			
	164	大多尾漁港海岸	天草市新和町大多尾地先	(水)	護岸		1.19		1.19			天草市の一部	住宅地			
	165	下大多尾漁港海岸	天草市新和町大多尾地先	(水)	護岸		1.16		1.16			天草市の一部	住宅地、農用地			
	166	惣津海岸	天草市新和町大多尾字山桃木～字惣津地先	(建)	護岸		0.42		0.42			天草市の一部	住宅地、農用地、森林、その他			
	167	小峯海岸	天草市新和町大多尾字赤穂木～字青佐ヶ浦地先	(建)	護岸		0.45		0.45			天草市の一部	住宅地、農用地、森林、その他			
	168	立漁港海岸	天草市新和町小宮地地先	(水)	護岸		3.10		3.10			天草市の一部	住宅地、農用地			
	169	二本木漁港海岸	天草市新和町小宮地地先	(水)	護岸		1.77	3.0～5.0	1.77	3.0～5.0			天草市の一部			住宅地、農用地、森林
	170	宮地ヶ浦海岸	天草市新和町小宮地字宮地ヶ浦地先	(農)	堤防樋門	○	0.63		0.63			天草市の一部	住宅地、農用地、その他			
	171	天草港海岸(中田港区)	天草市新和町中田地先	(港)	護岸		2.95		2.95			天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、森林、その他			
	172	大坪海岸	天草市新和町中田字大坪地先	(建)	護岸		0.70		0.70			天草市の一部	住宅地、農用地			
	173	松崎海岸	天草市河浦町宮野河内字塘の内～字鯨胴地先	(建)	護岸樋門		0.46		0.46			天草市の一部	住宅地、農用地、その他			
	174	船津漁港海岸	天草市河浦町宮野河内地先	(水)	護岸		10.63		10.63			天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他			
	175	女岳漁港海岸	天草市河浦町宮野河内地先	(水)	護岸		2.88		2.88			天草市の一部	農用地、その他			
176	天草港海岸(上平港区)	天草市河浦町宮野河内地先	(港)	護岸、堤防		4.92		4.92		天草市の一部	住宅地、農用地					

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》:熊本県

基本方針	イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法	その他				
	県名/項目	No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設 配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護 施策	整備の方向性 内容
								延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)		地域	状況			
熊本県	178	下平漁港海岸	天草市深海町下平地先	(水)	護岸		1.06		1.06			天草市の一部	住宅地、農用地	<p>・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	177	下平海岸	天草市深海町下平宇宇烏帽子岩 ～字出月地先	(農)	護岸		1.75		1.75			天草市の一部	住宅地、農用地		侵食対策		
	179	深海漁港海岸	天草市深海町深海地先	(水)	護岸		3.79	3.0～5.0	3.79	3.0～5.0	別 図 参 照	天草市の一部	住宅地、農用地、 その他		高潮対策		
	180	白戸海岸	天草市久玉町本郷字下白戸地先 ～字上白戸地先	(農)	護岸		0.32		0.32			天草市の一部	農用地		侵食対策		
	181	浅海漁港海岸	天草市深海町浅海地先	(水)	護岸		7.91		7.91			天草市の一部	住宅地、農用地、 商業業務地、その他		高潮対策		
	182	山の浦漁港海岸	天草市久玉町山の浦地先	(水)	護岸		4.76	3.0～5.0	4.76	3.0～5.0		天草市の一部	住宅地、農用地、 その他		高潮対策		

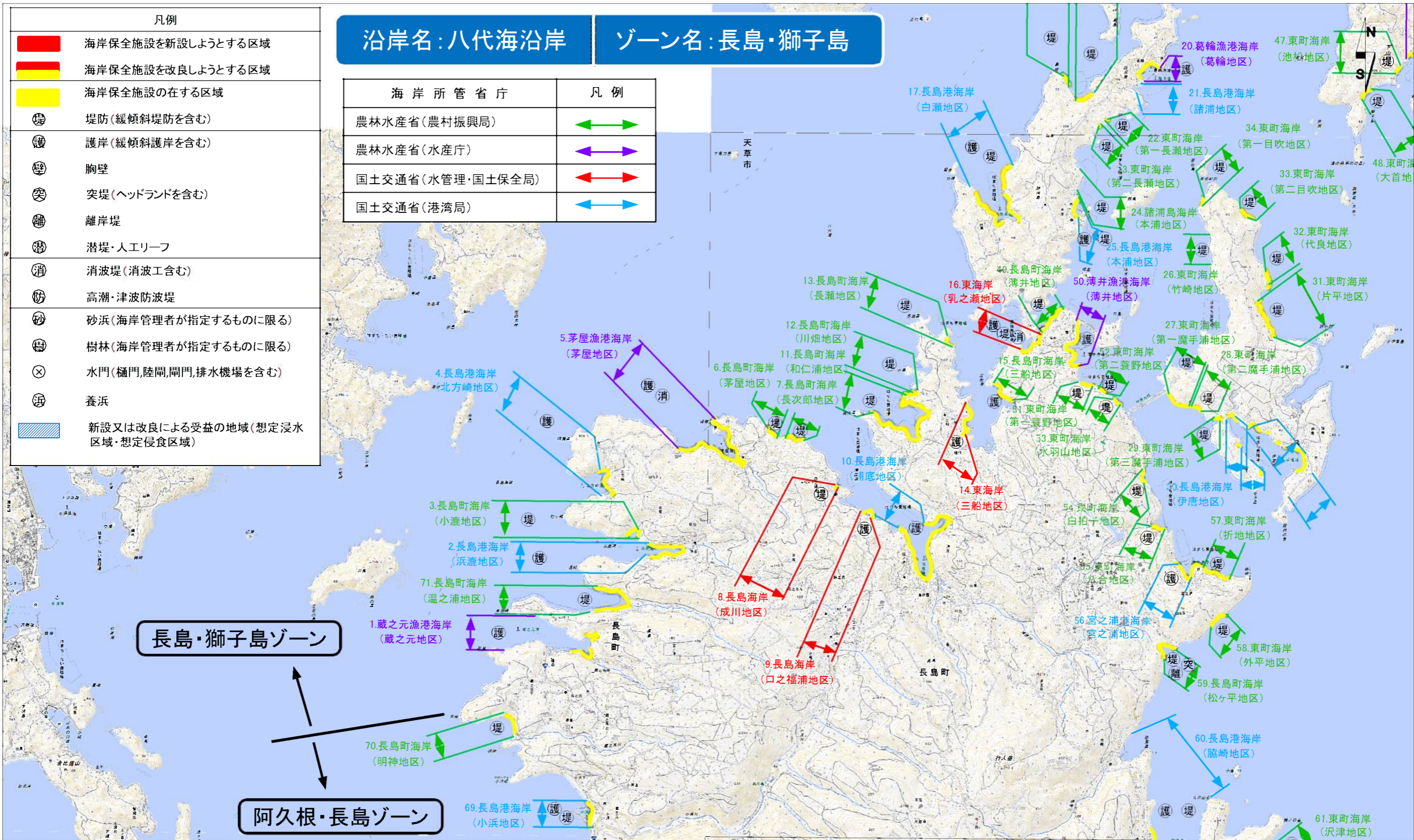


図 海岸保全施設の整備区域、種類、規模及び配置 1/13

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の在する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤(消波工含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門,陸閘,閘門,排水機場を含む)
	養浜
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)

沿岸名: 八代海沿岸 ゾーン名: 長島・獅子島

海岸所管省庁	凡例
農林水産省(農村振興局)	
農林水産省(水産庁)	
国土交通省(水管理・国土保全局)	
国土交通省(港湾局)	



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1760号)

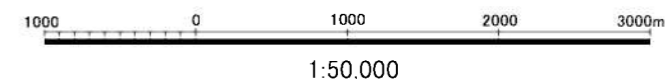
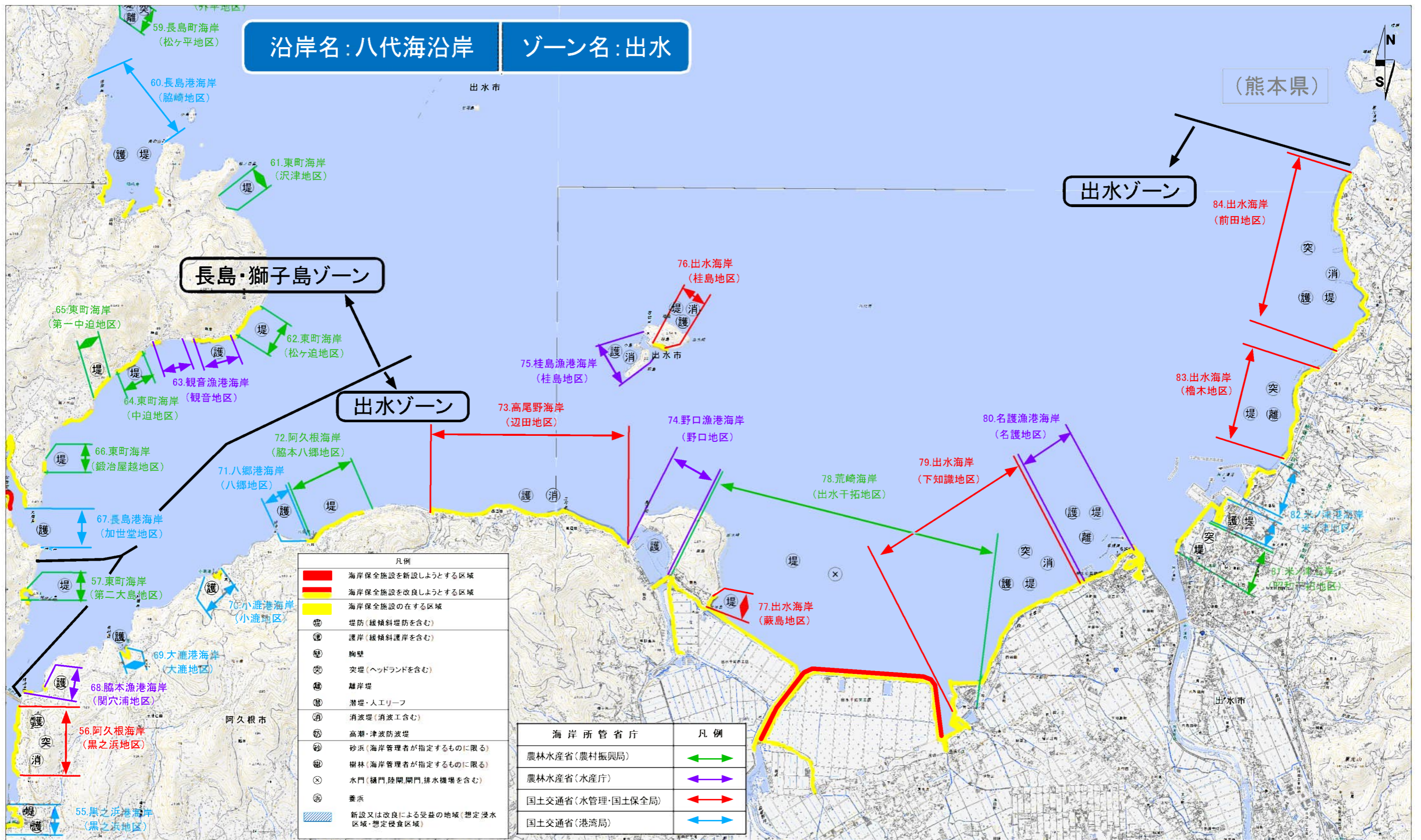


図 海岸保全施設の整備区域、種類、規模及び配置 2/13



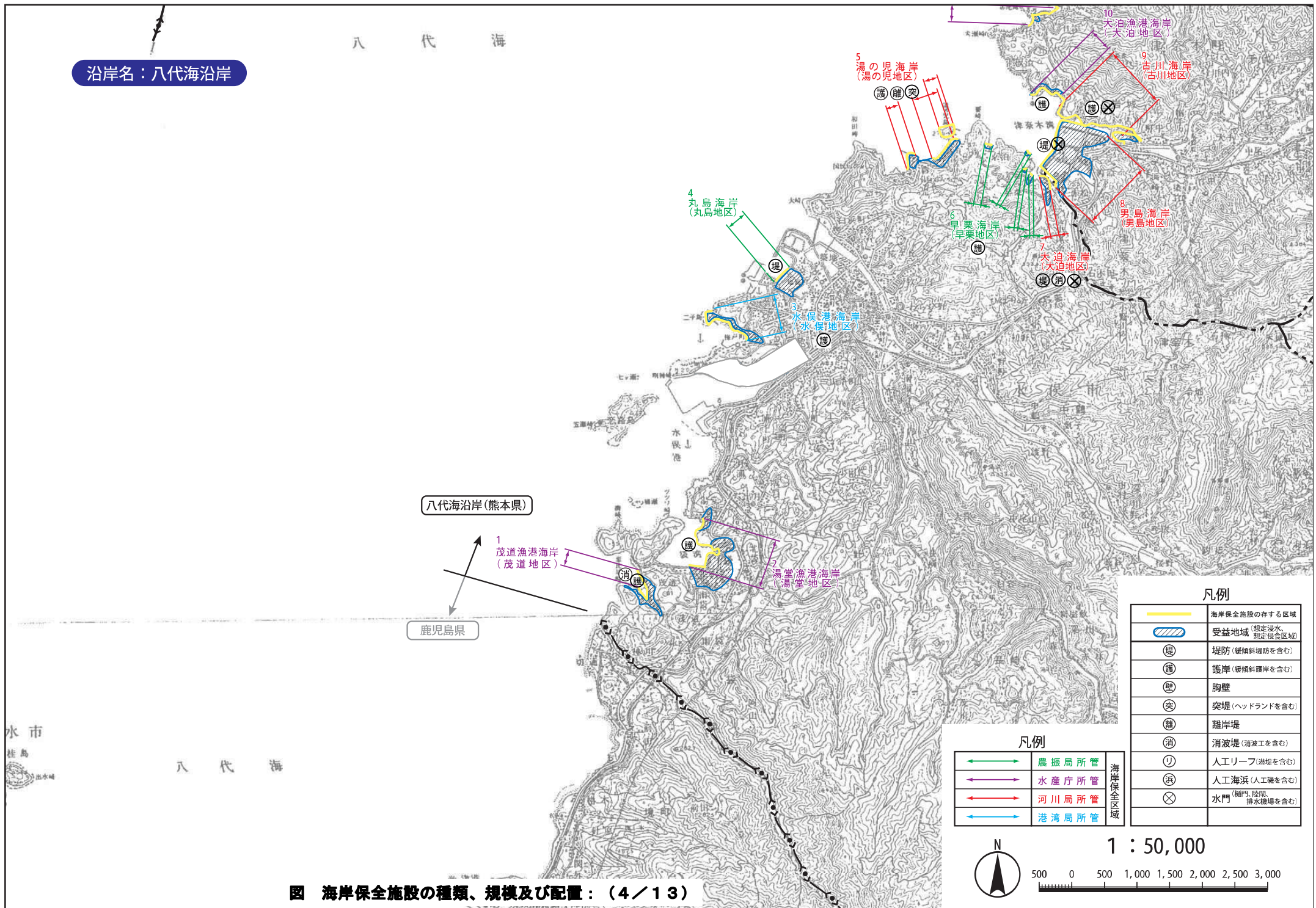
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平29情復、第1760号)

1000 0 1000 2000 3000m

1:50,000

図 海岸保全施設の整備区域、種類、規模及び配置 3/13

沿岸名：八代海沿岸



八代海沿岸(熊本県)

鹿児島県

凡例

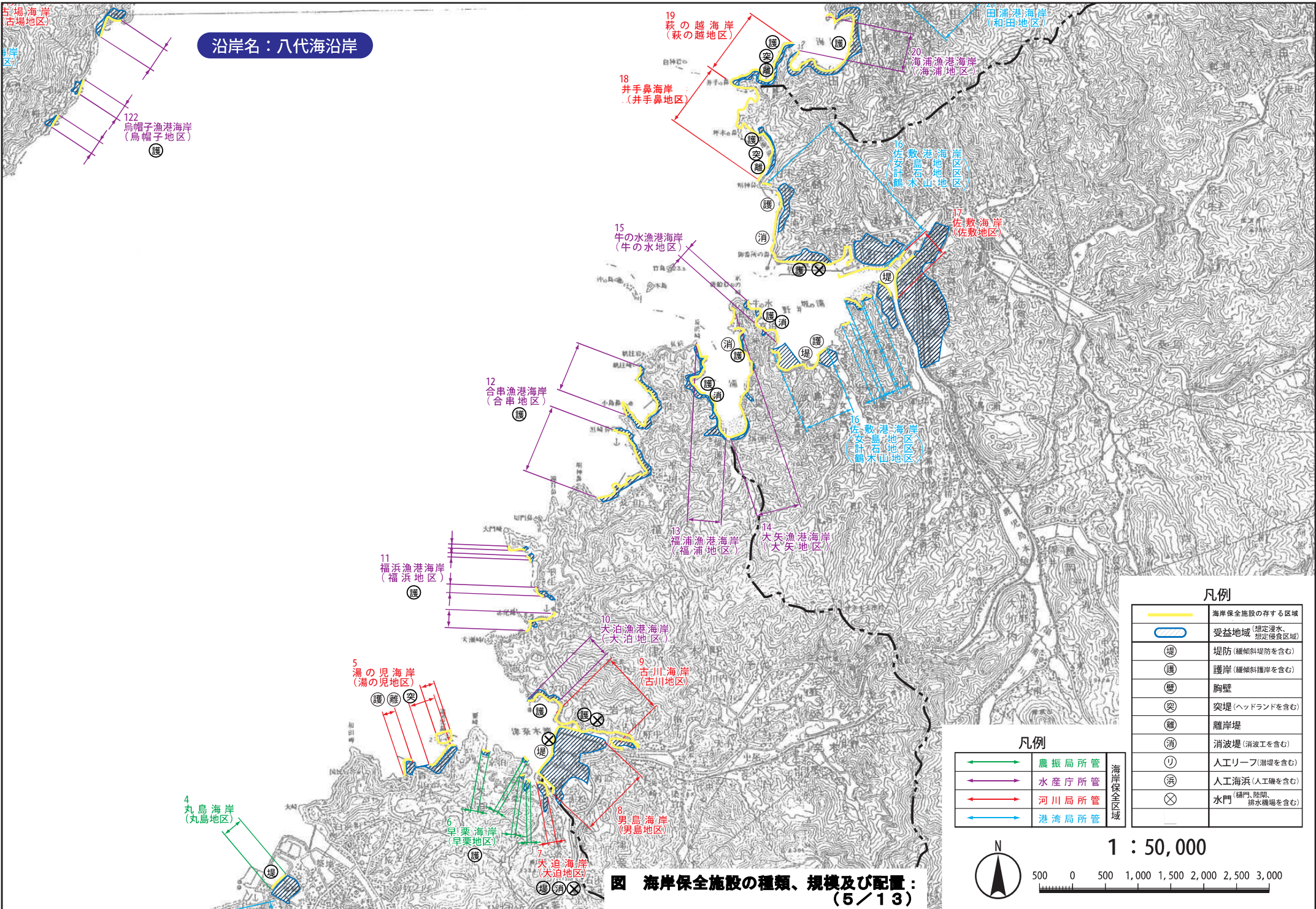
	海岸保全施設の存する区域
	受益地域 (想定浸水、想定侵食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (洲堤を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (樋門、陸間、排水機場を含む)

凡例

	農振局所管	海岸保全区域
	水産庁所管	
	河川局所管	
	港湾局所管	

図 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置：(4/13)

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

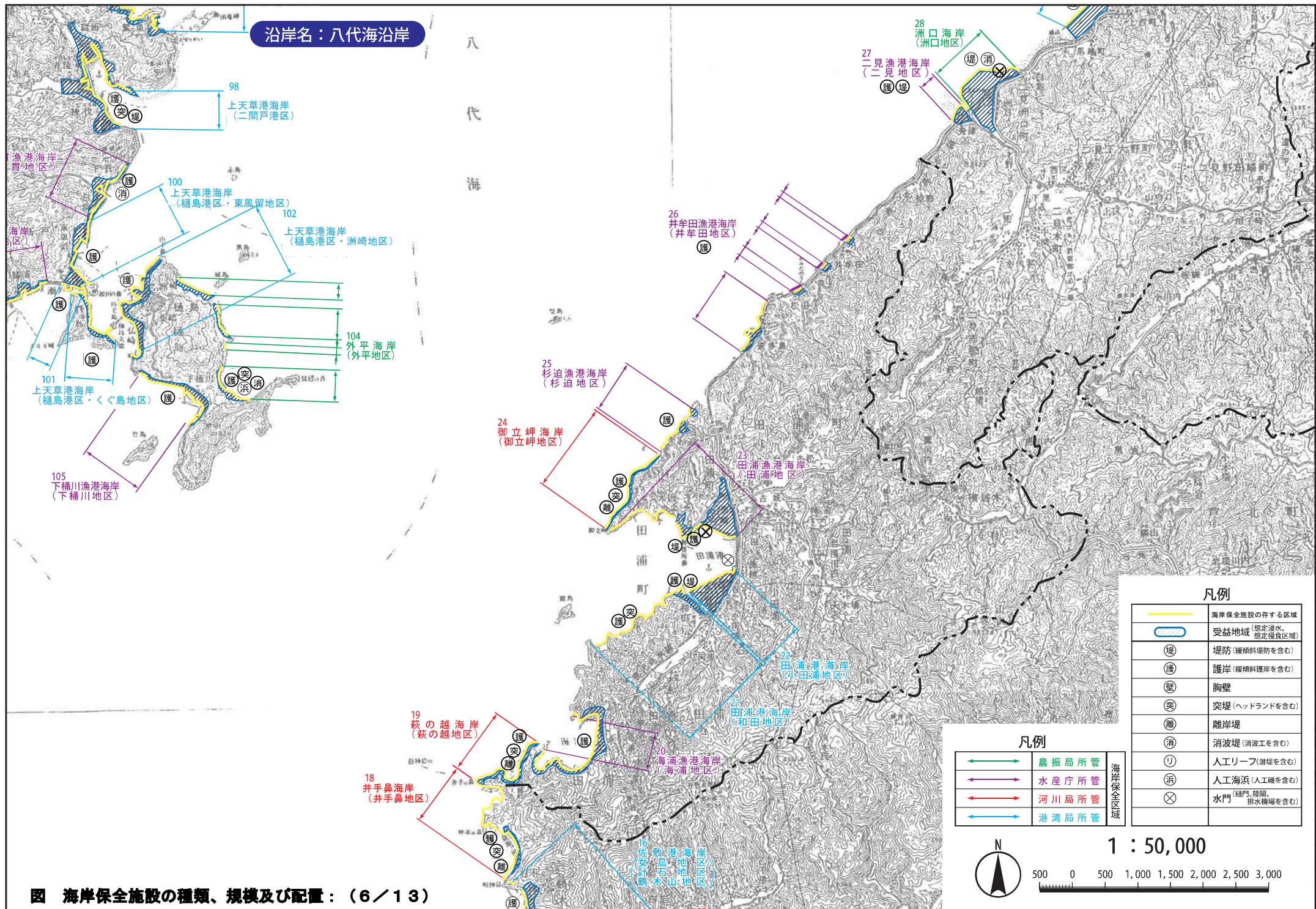
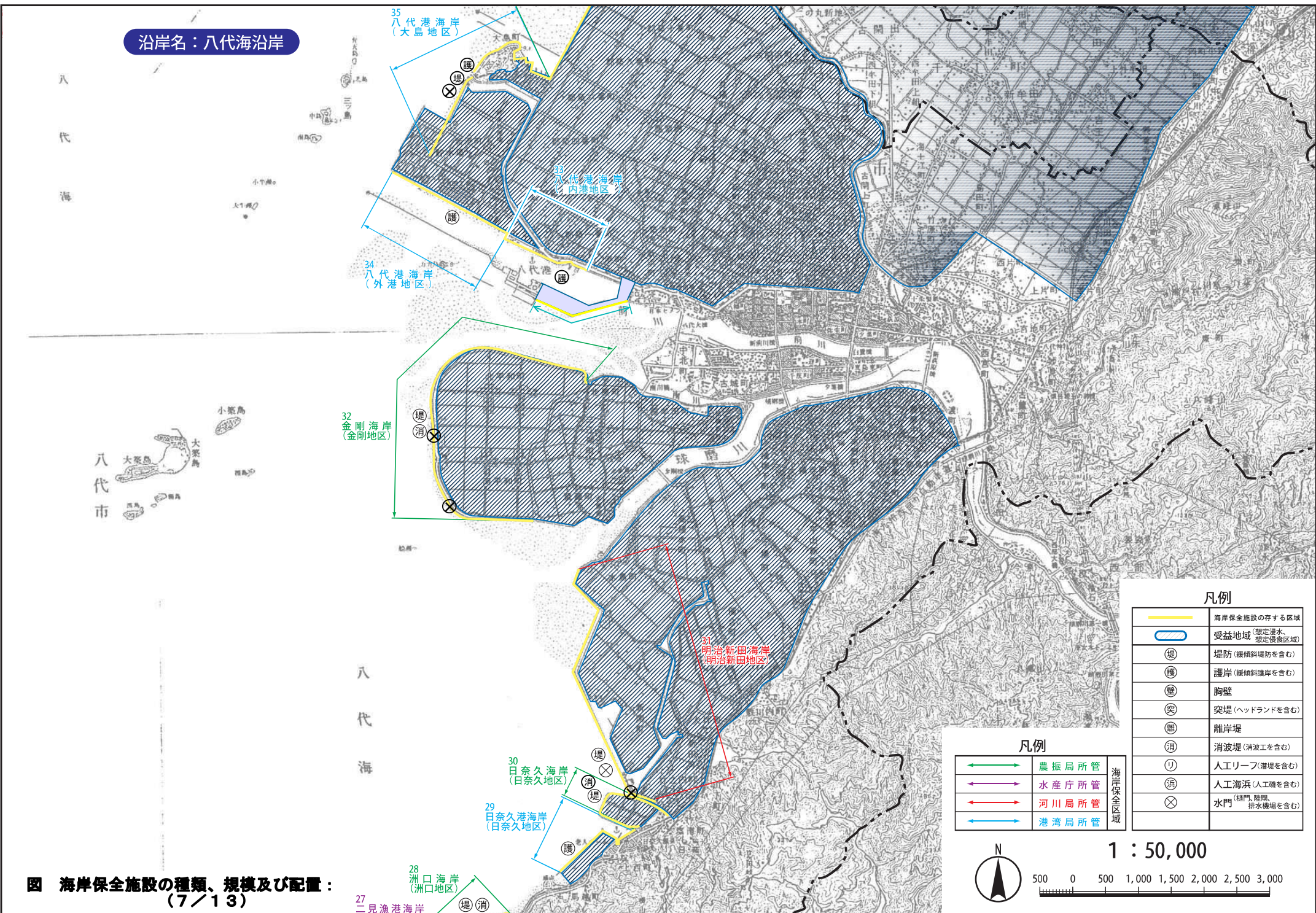


図 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置：(6/13)

「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R3JHF 46」, 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

沿岸名：八代海沿岸



凡例	
	海岸保全施設の存する区域
	受益地域 (想定浸水、想定侵食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (潜堤を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (橋門、陸間、排水機場を含む)

凡例		海岸保全区域
	農振局所管	
	水産庁所管	
	河川局所管	
	港湾局所管	

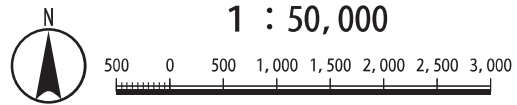


図 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置：
(7/13)

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



1 : 50,000

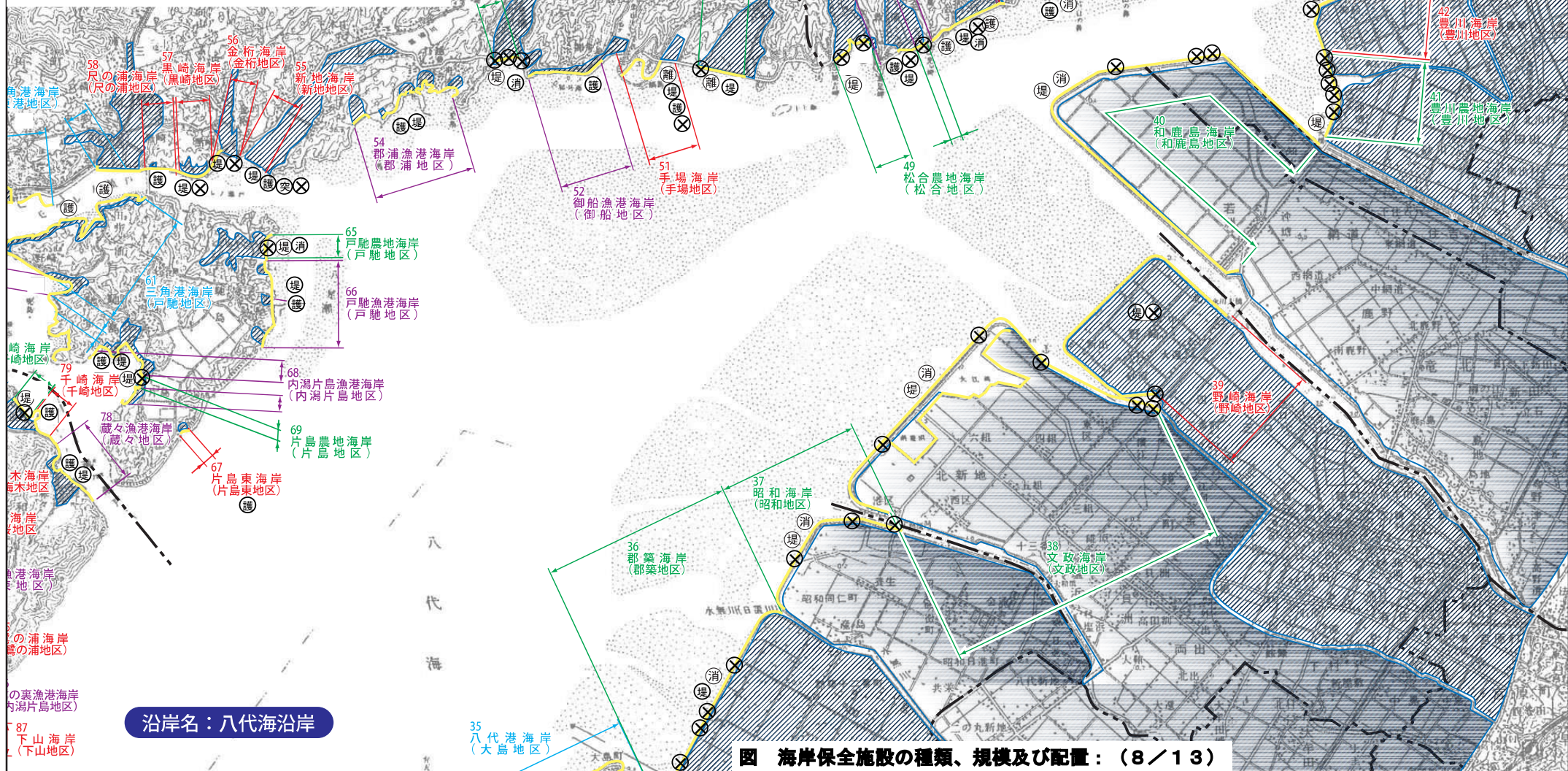
500 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000

凡例

	海岸保全施設の存する区域
	受益地域 (想定浸水、想定復食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (消波工を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (樋門、閘門、排水機場を含む)

凡例

	農振局所管	海岸保全区域
	水産庁所管	
	河川局所管	
	港湾局所管	



沿岸名：八代海沿岸

図 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置：(8 / 13)

「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

沿岸名：八代海沿岸



島原湾

凡例

	海岸保全施設の存する区域
	受益地域 (想定浸水、想定侵食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (消波を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (樋門、閘門、排水機場を含む)

凡例

	農振局所管	海岸保全区域
	水産庁所管	
	河川局所管	
	港湾局所管	



1 : 50,000

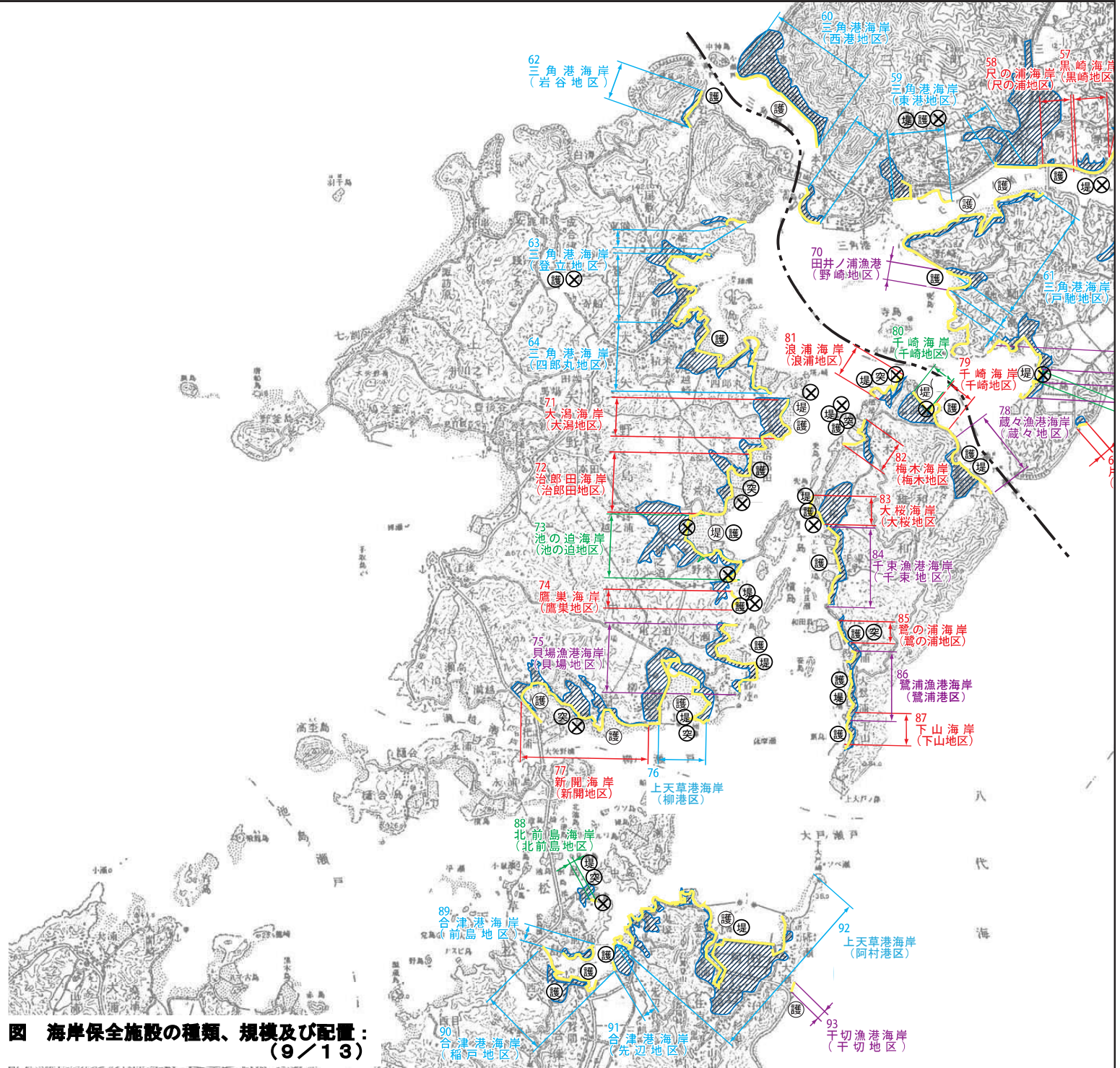
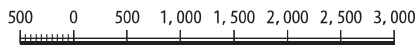


図 海岸保全施設の種類、規模及び配置：(9/13)

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

沿岸名：八代海沿岸

凡例

	海岸保全施設の存する区域
	受益地域 (想定浸水、想定侵食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (潮堤を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (樋門、閘門、排水機場を含む)

凡例

	農振局所管	海岸保全区域
	水産庁所管	
	河川局所管	
	港湾局所管	



1 : 50,000

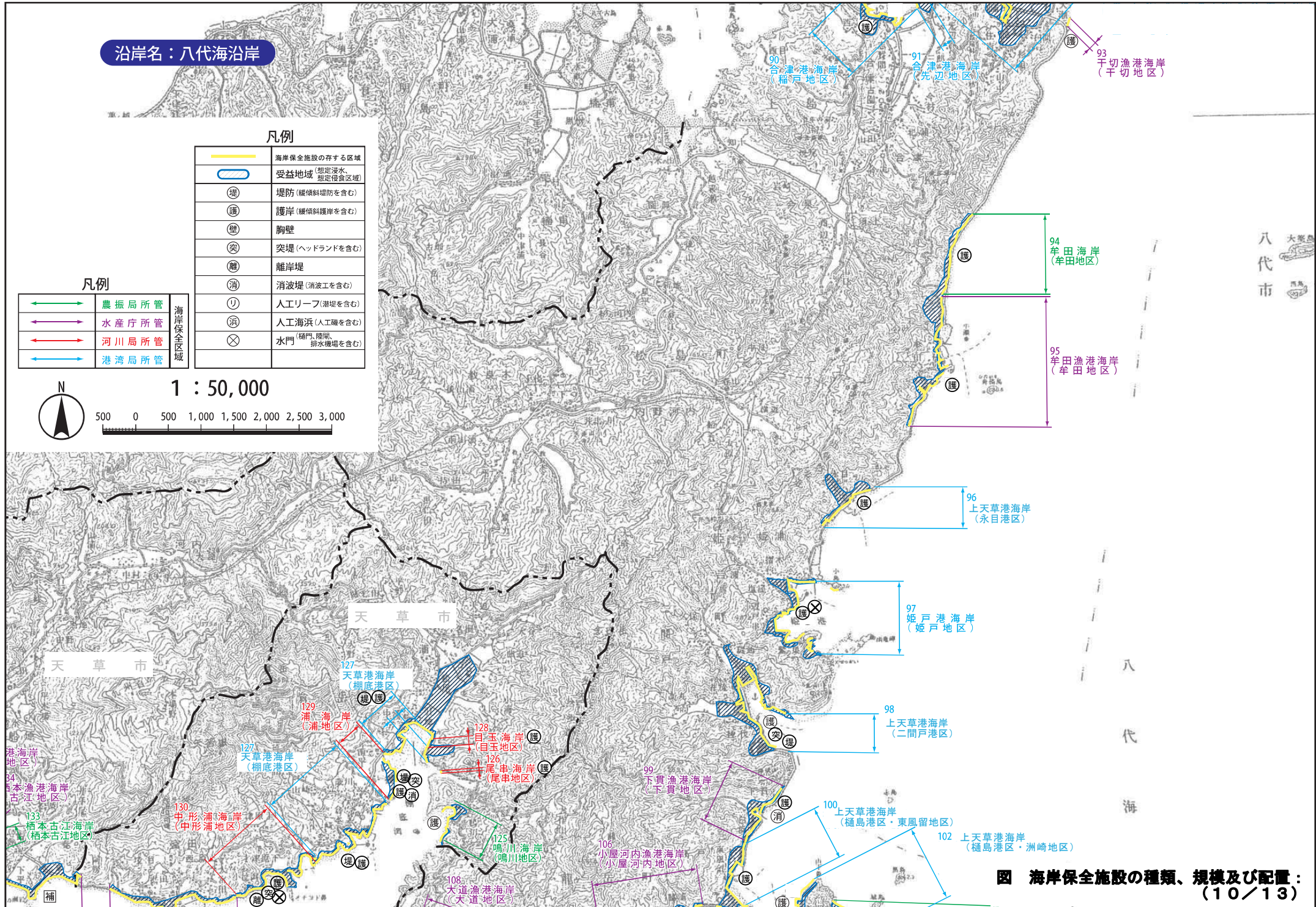
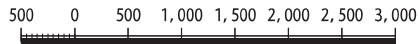
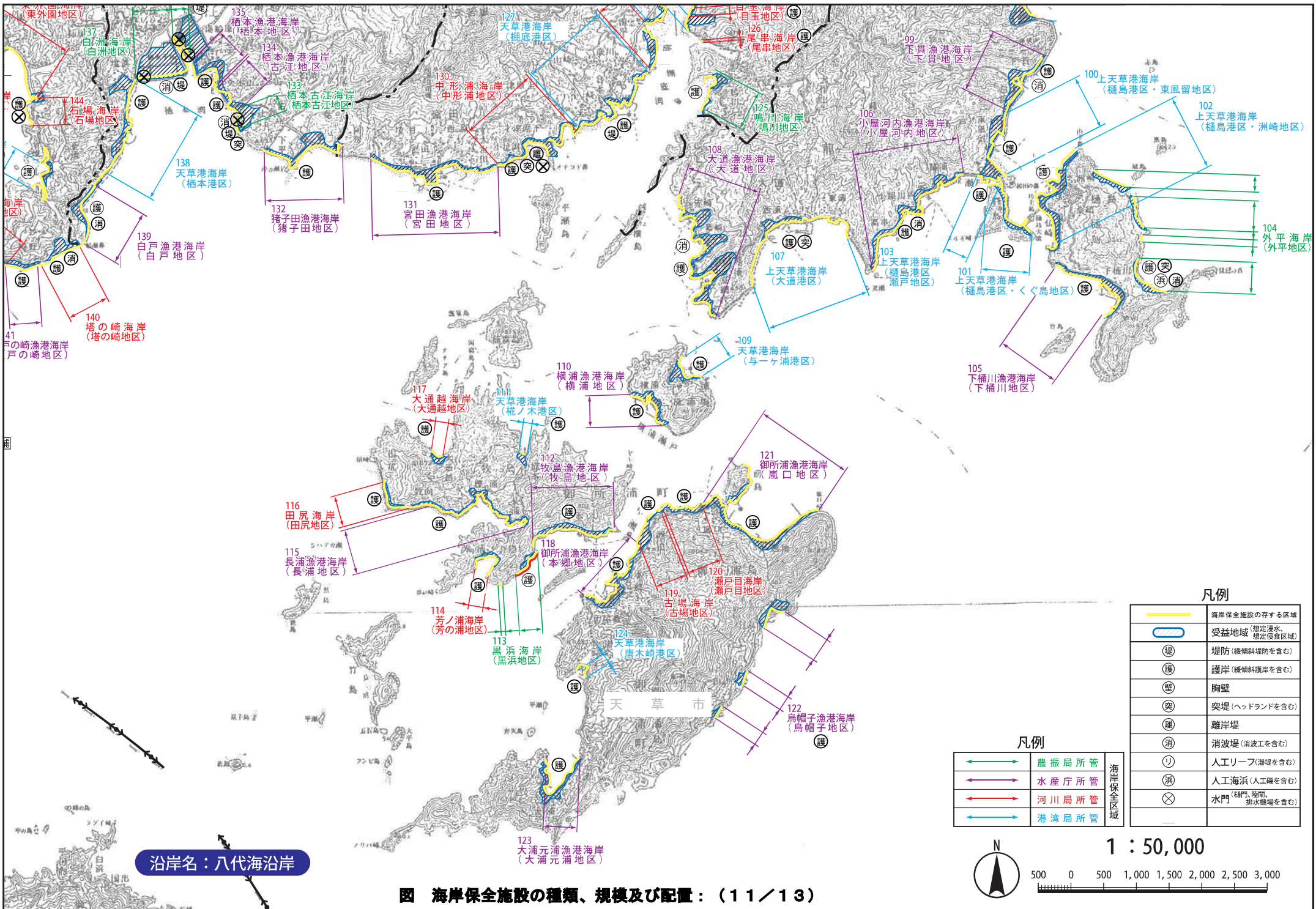
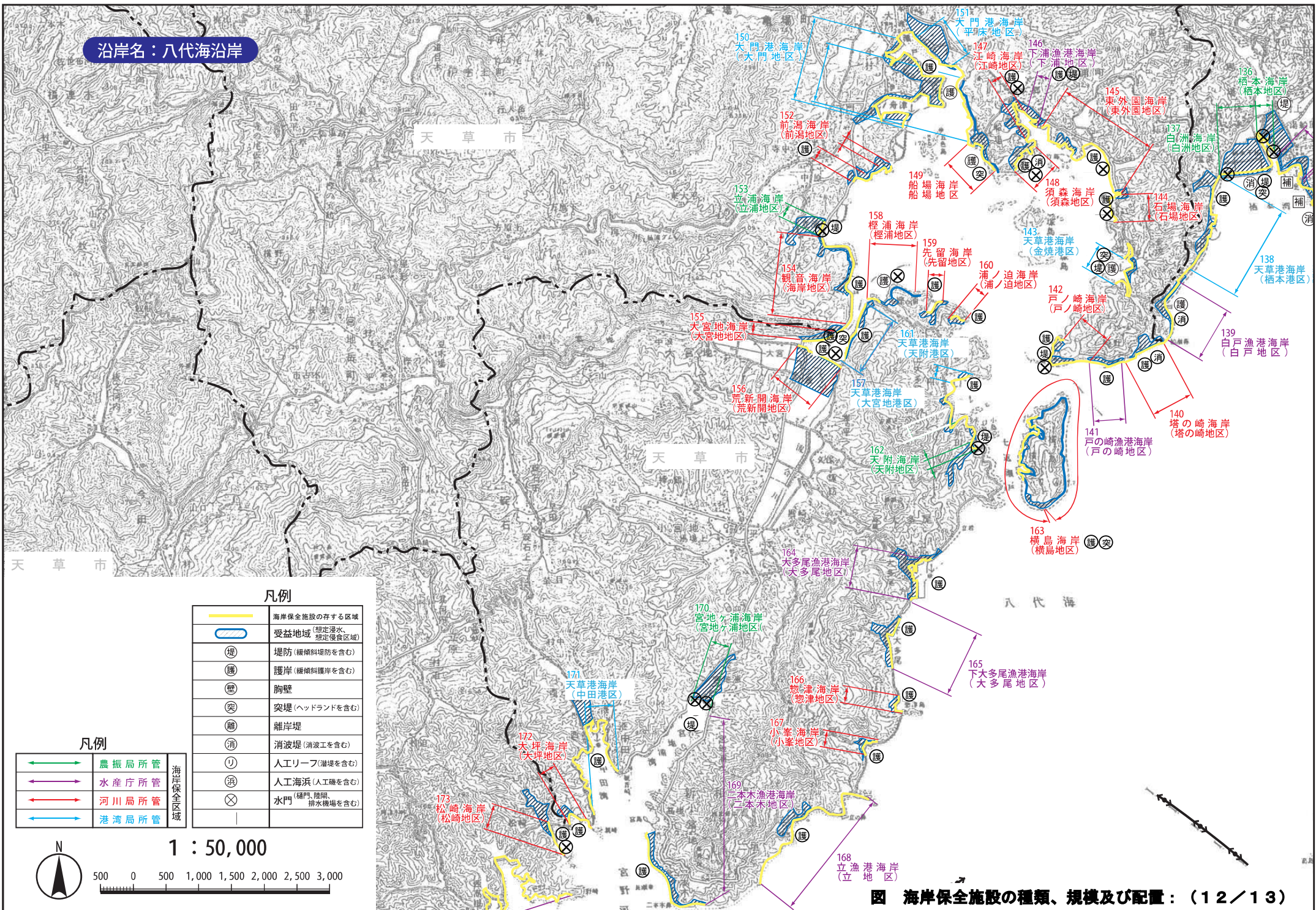


図 海岸保全施設の種類、規模及び配置：(10/13)



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

沿岸名：八代海沿岸



凡例

	海岸保全施設の存する区域
	受益地域 (想定浸水、想定侵食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (灌漑を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (橋門、閘門、排水機場を含む)

凡例

	農振局所管	海岸保全区域
	水産庁所管	
	河川局所管	
	港湾局所管	

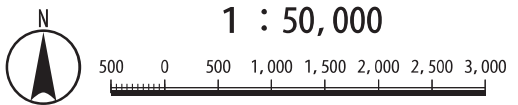
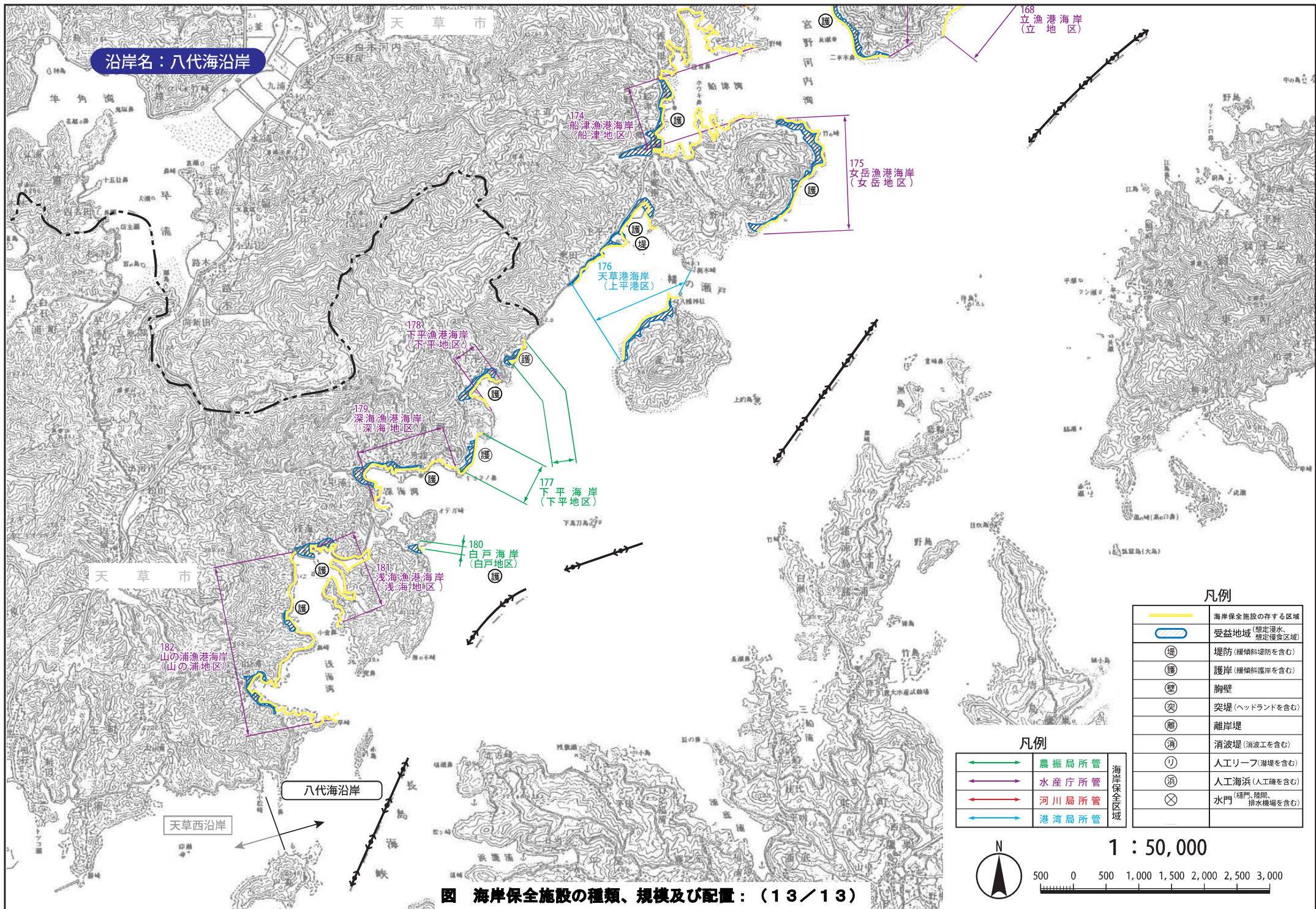


図 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置：(12/13)

「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



沿岸名：八代海沿岸

天草市

168 立漁港海岸 (立地区)

174 船津漁港海岸 (船津地区)

175 女岳漁港海岸 (女岳地区)

176 天草港海岸 (上平港区)

178 下平漁港海岸 (下平地区)

179 深海漁港海岸 (深海地区)

177 下平海岸 (下平地区)

180 白戸海岸 (白戸地区)

181 浅海漁港海岸 (浅海地区)

182 山の浦漁港海岸 (山の浦地区)

天草市

八代海沿岸

天草西沿岸

凡例

	海岸保全施設の存する区域
	受益地域 (想定湧水、想定優食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (潜堤を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (総門、陸門、排水機場を含む)

凡例

	農振局所管	海岸保全区域
	水産庁所管	
	河川局所管	
	港湾局所管	



1 : 50,000

500 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000

図 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置：(13 / 13)

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R3JHF '46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」